令和３年分

確定申告書等作成コーナー入力マニュアル

- このマニュアルは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」における入力方法や一般的な事項について説明しています。
- このマニュアルでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます！

書き方や計算が分からない…

入力がめんどう…

仕事を休めない…

自動計算
画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算

自動入力
マイナポータル連携を利用して自動入力

自宅から
マイナンバーカードとスマホでe-Tax ！

◆ 作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）を用意すれば、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
◆ マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、生命保険料控除等の情報を取得でき、申告書に自動入力できます。
◆ 事前に税務署で手続していただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。

税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ
税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、
文字を入力いただくことにより、
人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。

ご相談はこちら

税務署　この社会あなたの税がいきている

目　次

ページ

確定申告書の作成を始める前に知っておきたいこと

確定申告書等作成コーナーとは…

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンやパソコンで画面の案内に沿って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成（➡7ページ）することができます。
作成した確定申告書等は、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

確定申告書等の作成の途中で中断・再開する方法

確定申告書等の作成の中断や続きからの再開をすることができます。

▶ 申告書の作成を中断

入力途中のデータをダウンロードして作成を中断することができます。

申告書の作成画面下部にある「入力データの一時保存」ボタンをクリックします。

入力中のデータをダウンロードする

「入力中のデータをダウンロードする」ボタンをクリックすると、入力した内容がデータ（「.data」）としてダウンロードされますので、パソコンに保存してください。

▶ 申告書の作成を再開

「作成コーナートップ」画面の「保存データを利用して作成」ボタンをクリックします。

「作成再開」ボタンをクリックして作成を再開してください。

作成コーナーで保存したデータを読み込み、作成を再開します

読み込み可能なデータは平成29年分から令和３年分のデータです。

（注）スマートフォン・タブレット端末で作成したデータは読み込めません。

保存ファイル名
ファイルを選択　選択されていません

「保存データの読込」画面が表示されます。
パソコンに保存した作成途中のデータを読み込むことで、作成を再開できます。

スマホ専用画面の対象範囲

スマートフォンでは、次の対象所得や各種控除等の確定申告書を作成することができます。

【対象所得】
- ➢ 給与所得
- ➢ 雑所得
- ➢ 一時所得
- ➢ 特定口座年間取引報告書
  （上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）
- ➢ 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）

【各種控除等】
- ➢ すべての所得控除
- ➢ 政党等寄附金特別控除
- ➢ 災害減免額
- ➢ 外国税額控除
- ➢ 予定納税額
- ➢ 本年分で差し引く繰越損失額

自宅での申告書作成で困ったときは…

確定申告書等作成コーナーでは、自動計算で申告書を作成でき、e-Taxで申告書を送信する場合には、添付書類の提出又は提示を省略することができるほか、書面で提出する場合に比べて還付金を早く受け取ることができます。
自宅での申告書作成にあたっての便利な機能をご紹介します。

▶ チャットボットに相談する

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者が知りたい情報について、メニューの選択や、フリーワード(話し言葉、キーワードなど)の入力をすると、ＡＩ(人工知能)を活用して自動で回答を表示するシステムをいいます。

スマホはこちらから

税務職員ふたば

▶ よくある質問で確認する

確定申告書等作成コーナーの画面右上には、よくある質問へのリンクがあります。税に関する取扱いや操作方法が分からない場合の対応などを掲載しています。キーワードによる検索も可能です。

▶ 操作方法をヘルプデスクに質問する

確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口（申告の要否、申告等の内容に関する事項、税法関連事項等を除きます。）として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しています。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901
（全国一律市内通話料金）

上記の電話番号がご利用になれない方は、こちらへおかけください。
03-5638-5171（通常通話料金）

受付時間
月曜日～金曜日（祝日を除きます。）
9:00～17:00
令和４年１月11日～３月15日は受付時間が延長されます。
月曜日～金曜日（２月11日（金・祝）、23日（水・祝）を除きます。）
9:00～20:00
日曜日及び休祝日（２月20日、27日、３月６日、13日）
9:00～20:00

マイナポータル連携を利用する

マイナポータル連携とは、年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を行うものです。
マイナポータルで事前設定を行い、マイナンバーカード方式でe-Tax送信する場合にご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

1.確定申告の概要

令和３年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付

令和４年２月１６日(水) から 同年３月１５日(火)まで

還付申告書は、**令和４年２月１５日(火)**以前でも提出できます。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。
ただし、**一部の税務署**では、**2月20日(日)**と**2月27日(日)**に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

申告書の提出方法

①e-Taxで申告する。

②郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署に送付する。

○確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります（郵便物・信書便物以外の**荷物扱いで送付することはできません。**）。

○**通信日付印を提出日とみなします。**通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

所轄税務署を調べる

③住所地等の所轄税務署の受付に提出する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

◆収受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合

○郵便又は信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により申告書を提出する場合は、複写により作成した（複写式でないものについては、ボールペンで記載した）申告書の控えのほか返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

○申告書を税務署の受付に提出する場合は、その提出の際に、申告書の控えをお持ちください。

○申告書の控えへの収受日付印の押印は、受受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

納税の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

令和３年分の所得税等の確定申告分(第３期分)の納期限は、

令和４年 ３月１５日(火) です。

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

①振替納税を利用する。

令和３年分の所得税等の確定申告分(第３期分)の振替日は、

令和４年 ４月２１日(木) です。

確実に振替納税できるよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。
なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

令和３年分の所得税等の確定申告分(第３期分)の振替納税のお申込み期限は、

令和４年３月１５日(火) です。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxで提出できます。
金融機関届出印や電子証明書は不要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の振替納税手続による納付」（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24100020.htm）をご覧ください。

※転居等により所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。

なお、転居等により所轄税務署が変わった方で、異動前の所轄税務署に異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出した場合は、新たに振替納税(変更)の手続は不要です。

②e-Taxで納付する。

自宅等からインターネットを利用して納付できます。
詳しくは、e-Taxホームページの「電子納税」(https://www.e-tax.nta.go.jp/nozei.html)をご覧ください。

③クレジットカードで納付する。

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。
詳しくは、国税庁ホームページの「クレジットカード納付の手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm)をご覧ください。

④QRコードによりコンビニエンスストアで納付する。

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をＱＲコード(※１)として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付(※２)できます。
詳しくは、国税庁ホームページの「国税の納付手続」にある「コンビニ納付(QRコード)」(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)をご覧ください。

※１「ＱＲコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※２ 納付できる金額は30万円以下となります。

⑤金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。
なお、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。
金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

※税金の延納について(➡50ページ)

還付金の受取方法

確定申告書等作成コーナーで入力した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます(➡56ページ)。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。

所得税等の確定申告とは

所得税等の確定申告は、１月１日から12月31日までの１年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

※ 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。
※ 居住者のうち非永住者以外の方は、その源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得について所得税等を納める義務があります。
なお、非永住者の方は課税所得の範囲が異なります。

◆ **用語の解説**

「予定納税」とは、前年の所得などを基にして計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税等の一部をあらかじめ納付する制度です。
「居住者」とは、日本国内に住所を有している方又は現在まで引き続いて１年以上居所を有している方をいいます。
「非永住者」とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が５年以下である方をいいます。

確定申告が必要な方

次の①から④のいずれかに該当する方（確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。）は、所得税等の確定申告が必要です。

区　分	概　要
❶ 給与所得がある方 大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。 ※確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。	次の計算において残額があり、さらに(1)から(6)のいずれかに該当する 各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。 → 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。 → 所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。 （1）給与の収入金額が2,000万円を超える （2）給与を１か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える （例）給与を１か所から受けていて、公的年金等の収入金額が80万円（65歳以上の方（昭和32年１月１日以前に生まれた方）は、130万円）を超える場合 ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、給与の収入金額が75万円以下の方は、【年金所得者に係る確定申告不要制度について】も参照してください。 （3）給与を２か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。 （4）同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた （5）給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた （6）在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている
❷ 公的年金等の雑所得のみの方	公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある ※ 確定申告不要制度は、【年金所得者に係る確定申告不要制度について】を参照してください。
❸ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある ※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むことになりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。 なお、退職所得以外の所得がある方は、①又は④を参照してください。
❹ ❶～❸以外の方	次の計算において残額がある 各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。 → 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。 → 所得税額から、配当控除額を差し引きます。

※ 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方などは、①から④に当てはまらない方であっても確定申告が必要です。

【年金所得者に係る確定申告不要制度について】

以下の**いずれにも**該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも**所得税等の確定申告は必要ありません。**

①公的年金等（その全部（※）が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）の収入金額が400万円以下
※所得税法第203条の７（源泉徴収を要しない公的年金等）の規定の適用を受けるものを除きます。

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
※上記の場合でも、次の「確定申告をすれば税金が還付される方」に該当する場合には、還付を受けるための申告（還付申告）を行うことにより税金が還付されます。
※住民税については、65ページを参照してください。

確定申告をすれば税金が還付される方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

※ 予定納税がない方で、源泉徴収税額のない場合（源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等）には、還付される税金はありません。

なお、給与所得者や公的年金等の雑所得がある方（年金所得者）が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

区　分	概　要
❶ 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合 ※ 一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。
❷ 給与所得者	雑損控除や医療費控除、寄附金控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く。）、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除などを受ける場合
❸ 所得が公的年金等の雑所得のみの方	生命保険料控除や地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受ける場合
❹ 年の中途で退職した後就職しなかった方	給与所得について年末調整を受けていない場合
❺ 退職所得がある方	次のいずれかに該当する場合 ● 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる ● 退職所得の支払を受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42％の税率で源泉徴収され、その所得税等の源泉徴収税額が退職所得について再計算した税額を超えている

国税庁ホームページ　令和３年分確定申告特集ページ
（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm）

確定申告特集にアクセス

※ 画面は開発中のものですので実際の画面と異なる場合があります。

2.確定申告書等作成コーナーの入力方法

手順１ ▶ 確定申告書の作成開始

スマートフォンを使って申告書を作成する場合

スマートフォンの画面の案内に沿って該当するボタンをタップします。
パソコンを使って申告書を作成する場合は、11ページを参照してください。

スマートフォン①

●「作成開始」ボタンをタップして、確定申告書の作成を始めます。

※ 令和２年分の確定申告書等作成コーナーを利用された方で、作成した申告書等のデータ（拡張子が「.data」となっているもの）をお持ちの方は、令和２年分で入力した情報を利用して作成を開始できます。
令和２年分で入力した情報を利用する方は、「保存データ利用」ボタンをタップして確定申告書の作成を始めます。
「保存データ利用」から確定申告書の作成を始める方は、10ページを参照してください。

スマートフォン②

●申告書の完成まで、左の６つのステップがあります。
①申告準備
②収入等入力
③控除等入力
④その他入力
⑤送信　又は　⑤印刷
⑥データ保存等

スマートフォン③

●確定申告書の作成にあたって、申告内容に関する質問が表示されます。該当するボタンをタップします。

スマートフォン④

Q 以下のいずれかの控除を受けますか。

- 医療費控除
- 寄附金控除

※ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も「はい」を選択してください。

はい　いいえ

Q 以下のいずれかに該当しますか。 ?

- 医療費控除、寄附金控除以外に、社会保険料控除や扶養控除などの控除を追加して確定申告書を作成する場合
- 年末調整の内容に変更がある場合

※ 予定納税や繰越損失額がある場合は「はい」を選択してください。

はい　いいえ

Q 提出方法を選択してください。

※ マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。

- e-Tax（マイナンバーカード方式） ?
- e-Tax（ID・パスワード方式） ?
- 書面

Q 証明書等のデータを取得するために、マイナポータルと連携しますか。

※ 連携しない場合でも申告書等を作成できます。

› マイナポータル連携の概要はこちら

› 事前設定を行う

連携する　連携しない

※ スマートフォンでは、青色申告決算書及び収支内訳書を作成できませんので、事業所得等の申告が必要な方は、パソコンをご利用いただくか、あらかじめ作成してください。

スマートフォン⑤

●マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）を入力します。

スマートフォン⑥

●上の図のように、スマートフォンの上部をマイナンバーカードの中央に置き、「読み取り開始」ボタンをタップします。

スマートフォン⑦
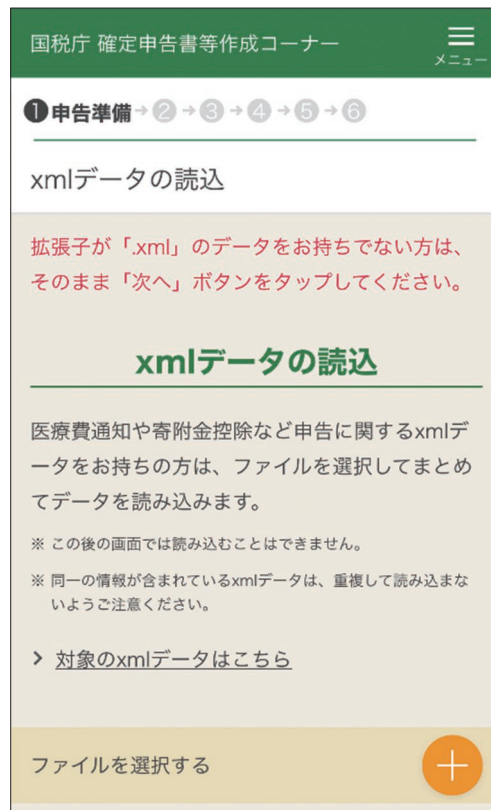
●これまでにe-Taxを利用して確定申告書を送信したことがある方は、氏名、住所などの情報が表示されます。
初めて利用する方は、本人情報を入力します。

スマートフォン⑧

●医療費通知や寄附金の受領証のxmlデータをお持ちの方は、ファイルを選択してデータを読み込みます。
なお、xmlデータの読込みは、この画面でのみ行うことができます。

過去の年分の保存データを読み込んで申告書を作成する

令和2年分の確定申告書の保存データを読み込んで令和3年分の確定申告書を作成することで、本人情報等の入力を省略することができます。

スマートフォン①

スマートフォン②

●「新規作成」ボタンをタップすると、7ページの「申告内容に関する質問」画面になりますので、7ページから9ページまでを参照してください。

スマートフォン③

●「保存データの選択」ボタンをタップし、令和２年分の確定申告書の保存データ（例：「r2syotoku_smart.data」）を選択します。

スマートフォン④

●読み込んだデータの本人情報を確認します。

パソコンを使って申告書を作成する場合

パソコン

●「作成開始」ボタンをクリックして、確定申告書の作成を始めます。

※ 令和２年分の確定申告書等作成コーナーを利用された方で、作成した申告書等のデータ（拡張子が「.data」となっているもの）をお持ちの方は、令和２年分で入力した情報を利用して作成を開始できます。令和２年分で入力した情報を利用する方は、「保存データを利用して作成」ボタンをクリックして確定申告書の作成を始めます。
「保存データを利用して作成」から確定申告書の作成を始める方は、14ページを参照してください。

パソコン

●確定申告書の提出方法を選択します。
このマニュアルでは、マイナンバーカード方式（2次元バーコード）を使って提出する方法を説明します。

●「マイナンバーカード方式（2次元バーコード）」は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用してe-Taxが利用できます。

●「マイナンバーカード方式（ICカードリーダライタ）」は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを利用してe-Taxが利用できます。

●「ID・パスワード方式」は、税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用してe-Taxが利用できます。

●「印刷して提出」は、作成した申告書を印刷し、郵送等により提出します。

パソコン

●作成する申告書を選択します。
このマニュアルでは、令和３年分の所得税の確定申告書の作成について説明します。

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書（＋所得税）」を選択してください。

パソコン

マイナポータル連携の選択

トップ画面 ＞ 事前確認 ＞ 申告書等の作成 ＞ 申告書等の送信・印刷 ＞ 終了

マイナポータル連携の選択

確定申告書等作成コーナーでは、マイナポータルから証明書等データを取得して申告書等を作成することができます。

マイナポータルと連携する

- マイナポータルの利用者登録や「もっとつながる」等の事前設定を完了している方が対象です。

連携しないで申告書等を作成する

- 書面で交付された証明書等の内容を直接入力する等して申告書等を作成します。

マイナポータル連携とは

マイナポータル連携の概要や連携のための事前設定の方法を確認することができます。

マイナポータル連携の概要はこちら

●マイナポータル連携を行うかどうか選択します。
マイナポータル連携の詳細は、66・67ページを参照してください。

パソコン

マイナポータル連携の選択

確定申告書等作成コーナーでは、マイナポータルから証明書等データを取得して申告書等を作成することができます。

✓ 選択されています。

マイナポータルと連携する

- マイナポータルの利用者登録や「もっとつながる」等の事前設定を完了している方が対象です。

連携しないで申告書等を作成する

- 書面で交付された証明書等の内容を直接入力する等して申告書等を作成します。

●このマニュアルでは、マイナポータルと連携しないで申告書等を作成する方法を説明します。

パソコン

e-Taxを行う前の確認

トップ画面 ＞ 事前確認 ＞ 申告書等の作成 ＞ 申告書等の送信・印刷 ＞ 終了

ご利用のための事前準備を行います

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 8.1 Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge（※1） Google Chrome
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら

スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください

次画面以降、マイナポータルアプリをインストールしたスマートフォンを使って、画面に表示される2次元バーコードを読み取ります。
マイナポータルアプリに対応しているスマートフォンをご用意の上、ストアからアプリをインストールしてください。
なお、既にアプリをインストールした方は、インストール不要です。
また、ICカードリーダライタは不要です。

iPhoneの方はこちら　　Androidの方はこちら

●確定申告書等作成コーナーの利用にあたって、お手持ちのスマートフォンに「マイナポータルアプリ」をインストールする必要があります。
「マイナポータルアプリ」は、スマートフォンの種類によってそれぞれの2次元バーコードからインストールできます。

パソコン

●「マイナポータルアプリ」を使用して２次元バーコードを読み取ります。
詳しくは、画面表示の「マイナポータルアプリでの読み取り方」をご覧ください。

パソコン

●これまでにe-Taxを利用して確定申告書を送信したことがある方は、氏名、住所などの情報が表示されます。

パソコン

●次の画面から、所得税の申告内容に関する質問にお答えいただき、収入や控除等に関する入力を行いますので、「次へ進む」ボタンをクリックします。

過去の年分の保存データを読み込んで申告書を作成する

令和2年分の確定申告書の保存データを読み込んで令和3年分の確定申告書を作成することで、本人情報等の入力を省略することができます。

パソコン

保存データ利用方法の選択

トップ画面 › **事前確認** › 申告書等の作成 › 申告書等の送信・印刷 › 終了

途中で保存したデータを利用して**作成再開**

作成再開

作成途中で保存したデータ（「.data」）を読み込んで、作成を再開します。

（例） 作成を中断した、令和３年分の申告書作成を再開する場合。

過去の年分のデータを利用して**新規作成**

新規作成

過去の年分の保存データ（「.data」）を読み込んで、新規に申告書等を作成します。

（例） 令和２年分のデータを利用して、令和３年分の申告書を作成する場合。

●「新規作成」ボタンをクリックすると、11ページの「税務署への提出方法の選択」画面になりますので、11ページから13ページまでを参照してください。

パソコン

過去の年分のデータの読込

トップ画面 › **事前確認** › 申告書等の作成 › 申告書等の送信・印刷 › 終了

所得税の過去の年分の確定申告書データを読み込みます

読み込み可能なデータは平成29年分から令和２年分のデータです

※ 令和３年分のデータはこの画面で読み込むことができません。
トップ画面の「保存データを利用して作成」ボタンをクリックし、次の画面で「作成再開」を選択して読み込んでください。

（注） スマートフォン・タブレット端末で作成したデータは読み込めません。

保存ファイル名

ファイルの選択　ファイルが選択されていません

操作手順

1. 「ファイルの選択」ボタンをクリックし、データを保存した場所を指定の上、「.data」形式のファイルを選択します。
2. 選択したファイルが「ファイルの選択」ボタン右側に表示されたことを確認します。
3. 「保存データ読込」ボタンをクリックして、データを読み込みます。

操作手順を画像で確認する場合はこちら

データを保存した場所が分からない場合はこちら

●「ファイルの選択」ボタンをクリックし、令和２年分の確定申告書の保存データ（例：「r2syotoku.data」）を選択します。
詳しい操作の方法は、「操作手順」を参照してください。

パソコン

読込内容の確認

トップ画面 › **事前確認** › 申告書等の作成 › 申告書等の送信・印刷 › 終了

読み込んだデータは、以下の内容で作成されたデータです。

- **令和２年分　所得税及び復興特別所得税** の確定申告書作成コーナー

本年に入力された本人情報と読み込んだデータの本人情報を表示しています。
表示されている内容に違いがある部分については、本年に入力された本人情報が反映されます。
誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「戻る」ボタンをクリックし、正しいデータを選択してください。

●読み込んだデータの本人情報を確認します。

手順２ ▶ 収入金額等、▶ 所得金額等の入力

申告の種類

パソコン

青色申告の方は、回答で「はい」を選択してください。

ポイント 事業所得、不動産所得がない方は、「いいえ」を選択してください。

⚠ 青色申告の方とそれ以外の方（白色申告者）では、入力画面の表示が異なる箇所があります。

例 青色事業専従者給与額の入力画面（青色申告の方）

例 事業専従者控除額の入力画面（白色申告の方）

収入金額等、所得金額等の入力

所得の種類ごとに、収入金額等、所得金額等を入力します。

事業所得	➡16ページ	利子所得	➡18ページ	給与所得	➡19ページ	譲渡所得	➡22ページ
不動産所得	➡17ページ	配当所得	➡18ページ	雑所得	➡20ページ	一時所得	➡23ページ

パソコン

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
？をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得　　（単位：円）

所得の種類		入力・訂正 内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額（？から表示金額の説明を確認できます。）	
事業所得（営業・農業）？		入力する			？
不動産所得 ？		入力する			？
利子所得 ？		入力する			？
配当所得 ？		入力する			？
給与所得 ？		入力する			？
雑所得 ？	公的年金等	入力する			？
	業務	入力する			
	その他				
総合譲渡所得 ？		入力する			？
一時所得 ？		入力する			？
合計 ？ ※「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。					？

？をクリックすると、各項目の説明が表示されます。

入力する所得の種類の「入力する」ボタンをクリックします。

事業所得(営業等・農業)

パソコン

※ 画面は青色申告の方用ですが、白色申告の方の入力欄も同様です。

あらかじめ作成した「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を基に入力します。

ポイント 確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成している場合は、データを引き継ぐことで、収入金額や所得金額が自動反映されます。この場合、青色申告決算書や収支内訳書の添付は不要です。
スマートフォンでは、青色申告決算書や収支内訳書の作成はできません。

※ 令和３年分の記帳・帳簿の保存の状況について、備え付けている帳簿の種類に応じて、それぞれ左の画面の数字を選択します。

電子帳簿保存法の規定に基づき、税務署長の承認を受けて、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合	1
会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合（1に該当する場合を除きます。）	2
総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している場合（1及び2に該当する場合を除きます。）	3
日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外の簡易な方法で記帳している場合(2に該当する場合を除きます。)	4
上記のいずれにも該当しない場合（記帳の仕方が分からない場合を含みます。）	5

電子帳簿保存法に関する取扱いについては、国税庁ホームページ掲載の『電子帳簿保存法一問一答（電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係）』などを参考にしてください。

収入金額のうち、源泉徴収されている収入（給与や雑所得に該当する収入を除きます。）がある場合は、左の画面で入力します。

⚠ 事業専従者がいる場合には、**税額控除・その他の項目**の入力画面の**青色事業専従者給与額の合計額**又は**事業専従者控除額の合計額**の入力画面から、専従者の氏名や生年月日等を入力します。マイナンバーは、別途「マイナンバーの入力」画面でまとめて入力します。

事業所得（営業等・農業）の概要

次の事業などから生ずる所得

営業等所得	● 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業 ● 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業 ● 漁業などの事業　など
農業所得	● 農産物の生産、果樹などの栽培 ● 養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育 ● 酪農品の生産　など

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(➡53ページ)。

※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。
①家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方（シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方を含みます。）
②事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満の方

HP参照：タックスアンサー『**家内労働者等の必要経費の特例**』

不動産所得

パソコン

不動産所得の入力

青色申告決算書から次の項目を入力してください。
所得金額は、青色申告特別控除額を差し引いた後の金額を入力してください。
青色申告決算書は、前の画面左下の「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」ボタンから作成することが可能です。

⚠ 収入金額等を入力した場合は、備え付けている帳簿の種類を選択してください。
→帳簿の種類についてはこちら

収入金額	所得金額
円	円

帳簿の種類を選択してください。	

○ 不動産所得の金額が赤字の方（黒字の場合入力は不要です。）

「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した方は、右の金額欄に当該金額を入力してください。	円
「被災事業用資産の損失」がある方は右のボタンをクリックして入力してください。 →被災事業用資産の損失の詳細はこちら	入力する

○ 国外の中古建物から生じる不動産所得の金額が赤字の方（黒字の場合入力は不要です。）

国外の中古不動産の減価償却費のうち、不動産所得の損失金額から減算することとなった金額がある場合は、右の金額欄に当該金額を入力してください。 →不動産所得の損失金額から減算する国外中古不動産の償却費とは	円

あらかじめ作成した「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を基に入力します。

ポイント 確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成している場合は、データを引き継ぐことで、収入金額や所得金額が自動反映されます。この場合、青色申告決算書や収支内訳書の添付は不要です。
スマートフォンでは、青色申告決算書や収支内訳書の作成はできません。

※ 画面は青色申告の方用ですが、白色申告の方の入力欄も同様です。
※ 令和３年分の記帳・帳簿の保存の状況について、備え付けている帳簿の種類に応じて、それぞれ左の画面の数字を選択します。

電子帳簿保存法の規定に基づき、税務署長の承認を受けて、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合	1
会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合（1に該当する場合を除きます。）	2
総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している場合（1及び2に該当する場合を除きます。）	3
日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記帳している場合（2に該当する場合を除きます。）	4
上記のいずれにも該当しない場合（記帳の仕方が分からない場合を含みます。）	5

電子帳簿保存法に関する取扱いについては、国税庁ホームページ掲載の『電子帳簿保存法一問一答（電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係）』などを参考にしてください。

⚠ 事業専従者がいる場合には、**税額控除・その他の項目**の入力画面の**青色事業専従者給与額の合計額**又は**事業専従者控除額の合計額**の入力画面から、専従者の氏名や生年月日等を入力します。マイナンバーは、別途「マイナンバーの入力」画面でまとめて入力します。

不動産所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります（➡53ページ）。

総合課税の利子所得・総合課税の配当所得

パソコン

利子所得や配当所得は、**金融・証券税制（入力項目の選択）画面**から入力します。

ポイント 配当集計フォームや証券会社等から交付された特定口座年間取引報告書のデータを読み込めば、内容が自動反映されます。

総合課税の利子所得

- 『「利子等の支払通知書」などの内容を入力する』をクリックすると入力画面が表示されます。
- 特定口座以外で受領した特定公社債の利子等（申告分離課税の対象）と、国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないもの（総合課税の対象）をそれぞれ区分して入力します。

特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた利子等・配当等

- 上場株式等の配当等がある場合は、「1　配当所得の課税方法の選択」で「総合課税」※を選択します。

  ※「申告分離課税」を選択することもできます。
- 『「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する』をクリックすると、入力画面が表示されます。
- 特定口座年間取引報告書の内容どおりに入力します。

⚠ 特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた利子は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

例　特定口座年間取引報告書入力画面

総合課税の配当所得

- 上場株式等の配当等があり、総合課税を選択する場合は、「1 配当所得の課税方法の選択」で「総合課税」※を選択します。

  ※「申告分離課税」を選択することもできます。
- 『「配当等の支払通知書」などの内容を入力する』をクリックすると、入力画面が表示されます。
- 金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）画面で上場株式等の配当等と非上場株式等の配当等をそれぞれ区分して入力します。
- 配当等の種類の入力に応じて、配当控除の額が自動計算されます。

例　上場株式等の配当に係る支払通知書入力画面

総合課税の利子所得の概要

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得

※ 預貯金、特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税ですから申告することはできません。

※ 総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択することはできません。

総合課税の配当所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得

※ 上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます。

HP参照：**『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』**

給与所得

スマートフォン

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影し、自動入力できます。

パソコン

給与所得の入力

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちですか。

はい　いいえ

① 書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票の入力

年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の見分け方

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

支払者の住所（居所）・所在地又は法人番号 / 支払者の氏名・名称	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作

入力する

② 書面で交付された年末調整済みでない源泉徴収票の入力

書面で交付された年末調整済みでない源泉徴収票について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大300件）

外資建てのストックオプションなどの収入の入力例

入力内容の一覧

支払者の住所（居所）・所在地又は法人番号 / 支払者の氏名・名称	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作

入力する

特定支出控除の入力

給与所得者の特定支出控除の適用を受けますか？

給与所得者の特定支出控除について

はい　いいえ

①年末調整済みの源泉徴収票と②年末調整済みでない源泉徴収票を区分して、それぞれ画面の案内に沿って源泉徴収票の内容を入力します。
給与等の支払者から交付された「xmlデータ」をお持ちの方でパソコンをお使いの方は、源泉徴収票の「xmlデータ」を読み込むことでその内容が自動入力されます。
なお、スマートフォンをお使いの方は、「給与所得の入力」画面ではデータを読み込むことができませんので、事前に９ページの「xmlデータの読込」画面で読み込んでください。

- 所得金額調整控除は、公的年金等の雑所得や扶養親族等の入力内容から自動計算されます。

※支払者の所在地や名称が文字数制限を超えるときは、省略しても判断可能な部分は省略してください（例：マンション名を省略、株式会社を（株）と省略して入力）。

ポイント 年末調整済みの源泉徴収票の見分け方
支払金額が2,000万円以下で、「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に金額が記載されていれば、年末調整済みです。

例 年末調整済みの源泉徴収票の入力画面

給与所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得

雑所得

公的年金等の雑所得

スマートフォン

パソコン

●支払者が厚生労働省であるかを確認し、「はい」又は「いいえ」を選択します。「はい」を選択した場合、支払者の所在地、名称の各欄に厚生労働省の所在地等が自動入力されます。

●支払金額が記載されている欄に応じて、区分を選択し、支払金額などを入力します。

業務に係る雑所得、その他の雑所得

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー
❷収入等入力
雑所得の入力
雑（その他）所得の入力
入力する内容によって、雑（業務）所得、又は、雑（その他）所得に分けられます。
入力例はこちら
種目
選択してください
収入金額（円）
必要経費（円）
源泉徴収税額（円）

パソコン

雑（その他）所得の入力
入力例はこちら
種目
収入金額 円
必要経費 円
源泉徴収税額 円
未納付の源泉徴収税額

種目欄をプルダウンから選択します。該当する種目がない場合には、「その他」を選択し、種目を入力します。

種目欄で、「原稿料」、「講演料」、「印税」、「放送出演料」、「暗号資産」又は「その他」を選択した場合に表示される「業務に該当しますか」の質問に回答すると、次のとおり区分されます。

●業務に該当する場合　⇒「業務に係る雑所得」
●業務に該当しない場合　⇒「その他の雑所得」

パソコン

種目
原稿料
業務に該当しますか
詳細はこちら
はい　いいえ

ポイント 複数の収入にまたがる必要経費がある場合、いずれか１か所の収入に係る必要経費にまとめて入力することができます。

設 例 講演料の支払者が３か所で、必要経費の合計額が150,000円の場合
・支払者Ａ：収入金額120,000円
・支払者Ｂ：収入金額100,000円
・支払者Ｃ：収入金額　80,000円
支払者Ａの入力画面で必要経費150,000円を入力することで、支払者Ｂ及び支払者Ｃの入力画面では必要経費の入力は不要です。

雑所得の概要

他の所得に当てはまらない⑴から⑶の所得

※ 以下の所得は課税されません。
- 増加恩給（併給される普通恩給を含む。）
- 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
- 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分　など

⑴公的年金等の雑所得

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金などの所得

⑵業務に係る雑所得

原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得

⑶その他の雑所得

生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引などの⑴及び⑵以外のものによる所得

総合課税の譲渡所得

パソコン

譲渡した資産を１件別に入力します。
①譲渡資産の内訳 ⇒ ②所有期間の区分・取得費
⇒ ③譲渡費用の順に入力します。

例　①譲渡資産の内訳の入力画面

例　②所有期間の区分・取得費の入力画面

譲渡資産の購入時に支払った仲介手数料や名義書換料などは、取得費として入力します。

例　③譲渡費用の入力画面

譲渡資産の売却時に支払った仲介手数料や名義書換料などは、譲渡費用として入力します。

総合課税の譲渡所得の概要

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得
譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

短 期	保有期間が５年以内の資産の譲渡
長 期	保有期間が５年を超える資産の譲渡

※ 土地や建物、借地権、株式等の譲渡から生ずる所得は申告分離課税となります。

HP参照：**『譲渡所得の申告のしかた』**
『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』

一時所得

スマートフォン

パソコン

●一時所得の対象となる収入金額や必要経費を１件別に入力します。
●源泉徴収されている場合には、源泉徴収税額も入力します。

ポイント

スマートフォンの場合、種目欄はプルダウンから選択します。
該当する種目がない場合には、「その他」を選択し、種目を入力します。

一時所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金

所得金額の合計

スマートフォン

パソコン

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得　　　　（単位：円）

所得の種類		入力・訂正 内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額（?から表示金額の説明を確認できます。）
事業所得（営業・農業）		訂正・内容確認	✔	5,367,200
不動産所得		訂正・内容確認	✔	1,279,200
利子所得		入力する		
配当所得		訂正・内容確認	✔	80,000
給与所得		訂正・内容確認	✔	1,264,000
雑所得	公的年金等	入力する		130,000
	業務	訂正・内容確認	✔	
	その他			
総合譲渡所得		入力する		50,000
一時所得		訂正・内容確認	✔	
合計 ※「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。				8,170,400

各所得の画面で入力された内容に基づき、所得金額の合計が自動計算されます。

※ 所得金額の合計を行う場合で、事業所得（営業等・農業）や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを**損益通算**といいます。なお、ゴルフ会員権等の譲渡損失については、原則として、損益通算ができません。

手順３　▶所得から差し引かれる金額（所得控除）の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）を入力します。

雑損控除	➡25ページ	生命保険料控除	➡29ページ	障害者控除	➡34ページ
医療費控除	➡25ページ	地震保険料控除	➡31ページ	配偶者(特別)控除	➡35ページ
セルフメディケーション税制	➡27ページ	寄附金控除	➡31ページ	扶養控除	➡37ページ
社会保険料控除	➡28ページ	寡婦・ひとり親控除	➡33ページ	基礎控除	➡39ページ
小規模企業共済等掛金控除	➡28ページ	勤労学生控除	➡34ページ		

パソコン

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

・ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。
・ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除　　（単位：円）

所得控除の種類（各所得控除の概要はこちら）	入力・訂正 内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額（?をクリックすると表示金額の解説を確認できます。）	
雑損控除 ?	入力する			?
医療費控除 ?	入力する			?
社会保険料控除 ?	入力する			?
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する			?
生命保険料控除 ?	入力する			?
地震保険料控除 ?	入力する			?
寄附金控除 ?	入力する			?
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する			?
勤労学生控除 ?	入力する			?
障害者控除 ?	入力する			?
配偶者控除 ?	入力する			?
配偶者特別控除 ?				
扶養控除 ?	入力する			?
基礎控除 ?			480,000	
合計			480,000	

?をクリックすると、各項目の説明が表示されます。

入力する所得控除の種類の「入力する」ボタンをクリックします。

※ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合は、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を「寄附金控除」の入力画面で入力する必要があります。
※ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行います。

雑損控除

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー メニュー

❶→❷→❸控除等入力→❹→❺→❻

雑損控除等の入力

雑損控除、災害減免額の入力

損害の原因を選択してください。

- ○ 災害
- ○ 盗難
- ○ 横領

損害の生じた年月日

年 月 日

損害を受けた資産の種類など

※ 30文字以内

住宅

損害金額（A）（円） ?

保険金などで補填される金額（B）（円）

パソコン

- ●損害の原因を選択し、金額等を入力します。
- ●損害の原因が災害の場合には、その災害が東日本大震災であるかを選択します。
また、災害関連支出がある場合にはその金額を入力します。

自動計算例

入力内容に応じて、控除額が自動計算されます。

ポイント

災害減免額の適用がある場合には、所得税等の額が小さくなるほうを自動判定し適用します。

雑損控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- ● あなたや、総所得金額等（➡64ページ）が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする（➡64ページ）方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- ● あなたが災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出（※１））をした場合

生活に通常必要でない資産（書画、骨とう、貴金属、別荘など）の災害による損失は雑損控除の対象となりませんが、令和３年分や令和４年分の総合課税の譲渡所得（➡22ページ）から差し引くことができます。

所得金額の合計額（※２）が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の２分の１以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免（➡44ページ）との、いずれか有利な方（※３）を選ぶことができます。

※１　災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などの原状回復支出については、災害のやんだ日から１年以内（大規模な災害の場合等には３年以内）に支出したものが対象となります。

※２　総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。

※３　いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

医療費控除

医療費控除又はセルフメディケーション税制のうち、適用するものを選択します。両方の控除を重複して適用することはできません。

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー メニュー

❶→❷→❸控除等入力→❹→❺→❻

医療費控除の入力

適用する医療費控除の選択

両方の控除を重複して適用することはできません。

> それぞれの制度の違いについて

どちらを選択していいか分からない方は、「控除額を試算する」ボタンから確認できます。

控除額を試算する

パソコン

ポイント

「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のそれぞれの控除額を試算して、どちらの適用を受けたほうが所得税額（国税）について有利となるか、控除額を自動計算することができます。

自動計算例

⚠ 適用を受ける控除額を試算する場合、入力されている所得金額によって判定結果が異なる可能性があります。必ず先に所得金額の入力を行ってください。繰越損失額がある場合も、必ず先に入力を行ってください。

医療費控除

入力方法の選択

スマートフォン

医療費控除は、以下の順に入力すると、医療費控除額を自動計算し、申告に必要となる医療費控除の明細書【内訳書】を作成します。

入力方法の選択

選択した入力方法に応じて医療費等を入力

計算結果の確認

パソコン

医療費控除の入力

適用控除選択 ＞ 入力方法選択 ＞ 入力 ＞ 計算結果確認

入力方法の選択（医療費控除）

入力方法の選択

入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら

○ 医療費通知（「医療費のお知らせ」など）や領収書から入力して、明細書を作成する

○ 医療費の領収書から入力して、明細書を作成する

○ 医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する

○ 医療費の合計額のみ入力する（別途作成した明細書を提出してください）

医療費通知（「医療費のお知らせ」など）や領収書から入力して、明細書を作成する

スマートフォン

スマートフォン

●医療費通知データをお持ちの場合は、ファイルを読み込むことで医療費の額が自動入力されます。

※「医療費控除の入力」画面ではデータを読み込むことができませんので、事前に9ページの「xmlデータの読込」画面で読み込んでください。

パソコン

●医療保険者（健康保険組合等）が発行する「医療費通知」をお持ちの場合には、医療費通知に記載された金額等を入力することができます。

⚠ 支払った医療費を補てんする保険金などの金額がある場合には、生命保険や社会保険などで補てんされる金額欄に入力してください。保険金などで補てんされる金額が確定申告書を送信する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を入力します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

医療費控除の概要

あなたや生計を一にする（➡64ページ）配偶者その他の親族のために令和３年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除 HP参照：**『医療費控除を受けられる方へ』**

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

取組内容の入力と入力方法の選択

スマートフォン

パソコン

●セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行う必要があります。
●取組内容を選択し、証明書発行者を入力します。

医薬品の領収書から入力して明細書を作成する

●領収書を参考に入力します。
●「購入した医薬品１件ごと」ではなく、「薬局などの支払先の名称」ごとに金額をまとめて入力できます。
●医薬品の名称を入力すると、対象となる医薬品名の候補が表示されます。

医薬品の購入合計額のみ入力する

●医薬品の購入額を集計済みの場合には、合計額を入力することができます。
●別途作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を提出する必要があります。

⚠ 健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用（人間ドックの受診費用など）は、控除の対象になりません。

⚠ 支払った医療費を補てんする保険金などの金額がある場合には、生命保険や社会保険などで補てんされる金額欄に入力してください。保険金などで補てんされる金額が確定申告書を送信する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を入力します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の概要

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする（➡64ページ）配偶者その他の親族のために令和３年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除

社会保険料控除

スマートフォン

パソコン

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票の入力画面で入力した社会保険料は、自動反映されますので、源泉徴収票に記載のない社会保険料を入力します。
- 社会保険料の種類をプルダウンから選択します。該当する種目がない場合には「その他」を選択し、入力します。

ポイント 給与所得や公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料は、それぞれの画面で入力又は訂正をします。

社会保険料控除の概要

あなたや生計を一にする（➡64ページ）配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料　など

⚠ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
なお、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

小規模企業共済等掛金控除

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー
❶→❷→❸控除等入力→❹→❺→❻
小規模企業共済等掛金控除の入力
給与所得の源泉徴収票に記載されている金額
－
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金（円）
確定拠出年金法の企業型年金・個人型年金加入者掛金（iDeCo（イデコ））（円）
心身障害者扶養共済制度に関する掛金（円）

パソコン

給与所得の入力画面で入力した企業型の確定拠出年金やiDeCoなどの小規模企業共済等掛金は、自動反映されますので、源泉徴収票に記載のない小規模企業共済等掛金を入力します。

ポイント 給与所得の源泉徴収票に記載されている小規模企業共済等掛金は、給与所得の入力画面で入力又は訂正します。掛金の種類ごとに区分し、合計額を入力します。

小規模企業共済等掛金控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金
- 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）
- 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

生命保険料控除

スマートフォン

パソコン

●適用制度別に区分して１件別に入力します。

●選択した適用制度に応じて、入力欄が表示されます。

●生命保険料の額を入力すると、控除額が自動計算されます。

ポイント 年末調整済みの給与所得の源泉徴収票に記載されている生命保険料は、給与所得の入力画面から入力又は訂正します。

（参考）

保険会社等から取得した控除証明書データを使用する場合

パソコン

●保険会社等の顧客専用ページなどで取得した控除証明書データがある場合には、データで交付された証明書等の入力に関する質問で「はい」を選択し、ファイルを読み込みます。

●実際に支払った保険料の額は、控除証明書の証明額を表示しています。
年の途中で解約した場合など、実際に支払った保険料の額が表示されている金額と異なる場合には、「訂正」をクリックして金額を訂正します。

●読み込んだデータを基に控除額が自動計算されます。

（参考）

▶ マイナポータル連携により控除証明書データを取得した場合

●マイナポータルを経由して取得した控除証明書の内容が画面に表示されます。

●実際に支払った保険料の額は、控除証明書の証明額を表示しています。
年の途中で解約した場合など、実際に支払った保険料の額が表示されている金額と異なる場合には、「訂正」をクリックして金額を訂正します。

※保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

●読み込んだデータを基に控除額が自動計算されます。

自動計算

生命保険料控除の概要

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除

新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

地震保険料控除

- ●保険の種類別に区分して１件別に入力します。
- ●選択した保険の種類に応じて、入力欄が表示されます。
- ●地震保険料の額を入力すると、控除額が自動計算されます。
- ●地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある保険料の控除証明書の場合は、「地震保険料及び旧長期損害保険料」を選択します。

ポイント 年末調整済みの給与所得の源泉徴収票に記載されている地震保険料は、給与所得の入力画面から入力又は訂正します。
また、生命保険料控除と同様、保険会社等の顧客専用ページなどで取得した控除証明書データを読み込むことができます。

地震保険料控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除

※ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上であって､満期返戻金を支払う旨の特約があり､かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど)について、あなたが支払った保険料(旧長期損害保険料)がある場合を含みます。

保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

寄附金控除

●寄附金の受領証明書などを参考に１件別に入力します。
●寄附金の種類を選択すると、選択した内容に応じて入力項目が表示されます。
●ふるさと納税を入力する場合、都道府県、市区町村を選択することで、寄附先の所在地及び名称が自動的に表示されます。
●払戻請求権放棄証明書をお持ちの方は、証明書の「行事の種別」に応じて寄附金の種類を選択します。また、寄附先の名称欄には「行事主催者等の氏名又は名称」と「指定行事証明書の発行番号」を入力します。

行事主催者等の氏名又は名称及び指定行事証明書の発行番号（全角28文字以内）

（株）〇〇イベントスタジオ　０１２３４５６

⚠「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。お持ちでない方は「上記以外の寄附金に該当する寄附金」を選択してください。

ポイント　政党等寄附金等特別控除の適用がある場合には、所得税等の額が小さくなるほうを自動判定し適用します。

例　寄附金の種類を選択した場合の入力画面

寄附金の種類

寄附金の種類の選択について

公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。
お持ちでない方は、「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

該当するものを選択してください。
○ 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
○ 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
○ 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
○ 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※　条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
【参考】
ホームページの検索例はこちら

（参考）

▶寄附先から交付された寄附金受領証明書データを使用する場合

パソコン

●寄附先からデータで交付された寄附金受領証明書データがある場合には、データで交付された証明書等の入力に関する質問で「はい」を選択し、ファイルを読み込みます。

⚠寄附金受領証明書データを利用する場合には、**読込結果の確認画面**で「入力」をクリックして内容を確認してください。

寄附金控除の概要

あなたが次の寄附金（学校の入学に関するものを除く。）を支出した場合の控除
- 国に対する寄附金
- 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等）
- 独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金
- 日本赤十字社に対する寄附金
- 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 社会福祉法人に対する寄附金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金
- 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額　など

HP参照：**『寄附金控除（ふるさと納税など）を受けられる方へ』**

⚠ 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、**ふるさと納税の全ての金額**を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

※ 認定NPO法人等とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特例認定NPO法人を含む。）をいいます。認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ（https://www.npo-homepage.go.jp）をご覧ください。
※ 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除（➡43ページ）や認定NPO法人等寄附金特別控除（➡43ページ）、公益社団法人等寄附金特別控除（➡43ページ）と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための措置

あなたが、令和２年２月１日から令和３年１月31日までの間に開催予定の文化芸術又はスポーツに関する行事で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止若しくは延期又はその規模の縮小を行ったものとして文部科学大臣の指定するもの（指定行事）の入場料金等の払い戻しを請求する権利の全部又は一部を令和３年12月31日までに放棄した場合は、その払戻請求権相当額の合計額（年間20万円が限度）について、寄附金控除又は公益社団法人等寄附金特別控除（➡43ページ）の対象とすることができます。

HP参照：**『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』**

寡婦・ひとり親控除

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー　メニュー

❶→❷→❸控除等入力→❹→❺→❻

寡婦、ひとり親控除の入力

寡婦・ひとり親となった理由を選択してください。

○ 未婚
○ 死別
○ 離婚
○ 生死不明
○ 未帰還

パソコン

寡婦、ひとり親控除の入力

寡婦・ひとり親となった理由を選択してください。

○ 未婚
○ 死別
○ 離婚
○ 生死不明
○ 未帰還

● 「寡婦・ひとり親となった理由」を選択します。

●選択した内容に応じ、質問が順番に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択します。

寡婦・ひとり親控除の概要

あなたが寡婦又はひとり親である場合の控除

控除される金額

	区分（要件等）	控除額
ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額（➡64ページ）が500万円以下であること ② 総所得金額等（➡64ページ）が48万円以下の生計を一にする（➡64ページ）子（※１）がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※２）がいないこと	35万円
寡婦	上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族（※３）を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※２）がいないこと	27万円

※１ 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者（➡64ページ）や扶養親族（➡64ページ）とされている方は除きます。

※２ あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

※３ 合計所得金額48万円以下の方に限ります。なお、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。

設 例

合計所得金額が500万円以下である未婚の方（事実上、婚姻関係に当たる方がいない。）で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる場合

➡「未婚」を選択し、表示された質問について、下の画面のとおり順番に回答します。

パソコン

勤労学生控除

スマートフォン

パソコン

勤労学生控除の入力

申告される方が勤労学生に該当する場合は、該当するを選択してください。

勤労学生についてはこちら

◉ 該当する

専修学校等の学生、生徒に該当しますか？

専修学校等とは

はい　いいえ

勤労学生控除を年末調整で適用していますか？

はい　いいえ

申告される方が勤労学生に該当する場合は、「該当する」にチェックの上、質問が順番に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択します。

勤労学生控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

※ 合計所得金額(➡64ページ)が75万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

障害者控除

スマートフォン

申告される方が障害者である場合、障害者の区分を選択します。

⚠ 配偶者や扶養親族について障害者控除の適用を受ける場合は、以下の画面で入力します。
配偶者の方が障害者の場合：**配偶者（特別）控除の入力画面**
扶養親族の方が障害者の場合：**扶養控除の入力画面**

障害者控除の概要

あなたや同一生計配偶者(➡64ページ)、扶養親族(➡64ページ)が、障害者(➡64ページ)や特別障害者(➡64ページ)である場合の控除

⚠ 障害者控除は、配偶者控除(➡64ページ)の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除(➡64ページ)の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。
障害者控除の対象となる同一生計配偶者や扶養親族が国外居住親族(➡64ページ)である場合には、『親族関係書類』及び『送金関係書類』の提示又は添付が必要となります。

控除される金額

区　分	控除額	
	あなたが障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)
障害者	27万円	
特別障害者	40万円	
同居特別障害者(➡64ページ)		75万円

配偶者（特別）控除

スマートフォン

パソコン

自動計算例

●配偶者の方の氏名や生年月日等を入力します。
●配偶者の方に収入がある場合には、その金額を入力します。
収入が給与や公的年金等の場合は、源泉徴収票の**支払金額**欄に記載された金額を入力します。
収入が給与や公的年金等以外の場合には、収入金額から必要経費等を差し引いた後の**所得金額**を入力します。

ポイント 申告する方と配偶者の方の所得金額に基づき、控除額が自動計算されます。

●あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。
●夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
●配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。

配偶者（特別）控除の概要

あなたに生計を一にする（➡64ページ）配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額（➡64ページ）に応じて受けられる控除

控除される金額

配偶者の合計所得金額 ＼ あなた（居住者）の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除の種類
48万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
老人控除対象配偶者（➡64ページ） ※昭和27年1月1日以前に生まれた方（70歳以上の方）	48万円	32万円	16万円	配偶者控除
48万円超　95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
95万円超　100万円以下	36万円	24万円	12万円	配偶者特別控除
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円	配偶者特別控除
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円	配偶者特別控除
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円	配偶者特別控除
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円	配偶者特別控除
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者特別控除
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円	配偶者特別控除
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円	配偶者特別控除
133万円超	0円	0円	0円	配偶者特別控除

扶養控除

スマートフォン

パソコン

- 扶養親族の方の氏名や生年月日等を入力すると、控除額が自動計算されます。
- 配偶者の方は**配偶者（特別）控除の入力画面**で入力します。
- 16歳未満の扶養親族の方は扶養控除の対象となりませんが、入力した情報は、**住民税等の入力画面**に引き継がれます。

⚠ 本年分の合計所得金額が48万円を超える方は、扶養控除の対象になりません。
青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、扶養控除の対象になりません。
他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族として配偶者（特別）控除、扶養控除又は障害者控除の対象とされている方は、扶養控除の適用はありません。

スマートフォン

例　23歳未満の扶養親族の入力画面

申告される方の給与収入が850万円を超えていて、他の入力内容から所得金額調整控除の適用可否の判断ができない場合には、申告される方以外の方の控除対象となっている扶養親族の有無などの質問が表示されます。
回答の結果、要件を満たす場合は所得金額調整控除が適用されます。

例　16歳未満の扶養親族を入力した場合の住民税等に関する事項の入力画面

16歳未満の扶養親族を入力すると、扶養控除の対象とはなりませんが、「住民税等に関する事項」に自動反映されます。

扶養控除の概要

あなたに控除対象扶養親族（➡64ページ）がいる場合の控除

控除される金額

区　分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族(➡64ページ)		63万円
老人扶養親族 ※昭和27年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)(➡64ページ)	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

基礎控除

スマートフォン　　パソコン

合計所得金額に応じて、控除額が自動計算されます。

基礎控除の概要

あなたの合計所得金額（➡64ページ）が2,500万円以下の場合に適用される控除

控除される金額

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

所得控除額の合計

各所得控除の画面で入力された内容に基づき、所得から差し引かれる金額の合計が自動計算されます。

パソコン

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

・ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。
・ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除　　（単位：円）

所得控除の種類（各所得控除の概要はこちら）	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額（?をクリックすると表示金額の解説を確認できます。）	
雑損控除	訂正・内容確認	✔	230,000	?
医療費控除	訂正・内容確認	✔	111,400	?
社会保険料控除	訂正・内容確認	✔	1,380,912	?
小規模企業共済等掛金控除	訂正・内容確認	✔	180,000	?
生命保険料控除	訂正・内容確認	✔	40,000	?
地震保険料控除	訂正・内容確認	✔	25,000	?
寄附金控除	訂正・内容確認	✔	263,000 税額控除の適用有	?
寡婦・ひとり親控除	入力する			?
勤労学生控除	入力する			?
障害者控除	訂正・内容確認	✔	750,000	?
配偶者控除	訂正・内容確認	✔	380,000	?
配偶者特別控除			0	
扶養控除	訂正・内容確認	✔	1,210,000	?
基礎控除			480,000	
合計			5,050,312	

手順４　▶税額控除等の入力

税額控除・その他の項目の入力

税額控除やその他の項目を入力します。

パソコン

税額控除・その他の項目の入力

・ 予定納税の入力は「予定納税額」の入力画面から行ってください。入力漏れにご注意ください。

税額控除　（単位：円）

税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額（?から表示金額の説明を確認できます。）	
配当控除				?
投資税額等控除	入力する			?
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	入力する			?
政党等寄附金等特別控除	入力する			?
住宅耐震改修特別控除	入力する			?
住宅特定改修特別税額控除				?
認定住宅新築等特別税額控除				?
災害減免額	入力する			?
外国税額控除等	入力する			?

その他の項目　（単位：円）

項目	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容等
予定納税額	入力する		前年の納税額が15万円以上の方などで、税務署から予定納税の通知書が送付された方は、入力漏れにご注意ください。※ 源泉徴収税額ではありません。
専従者給与額の合計額	入力する		
青色申告特別控除額	入力する		
平均課税対象金額	入力する		
変動・臨時所得金額			
本年分で差し引く繰越損失額	入力する		前年から繰り越された「上場株式等の譲渡損失」又は「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得金額の入力」画面の「株式等の譲渡所得等」又は「先物取引に係る雑所得等」の入力画面から入力してください。

?をクリックすると、各項目の説明が表示されます。

入力する税額控除の種類やその他の項目の「入力する」ボタンをクリックします。

配当控除

総合課税の配当所得の画面で入力された内容に基づき、配当控除額が自動計算されます。

配当控除の概要

次の配当等に係る配当所得がある場合の控除

- 内国法人から支払を受ける配当
- 特定株式投資信託（外国株価指数に投資を行うものを除く。）及び特定証券投資信託の収益の分配

※ 外国法人から支払を受ける配当、確定申告不要制度を選択したもの、申告分離課税を選択したもの、その他一定の配当等については配当控除の適用はありません。

◆ 特定株式投資信託
特定株式投資信託とは、信託財産が株式のみの証券投資信託のうち、株価指数連動型などの一定の上場投資信託（ＥＴＦ）などの上場しているものをいいます。

◆ 特定証券投資信託
特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

HP参照：**『特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ』**

投資税額等控除

適用を受ける税額控除を選択し、適用を受ける控除の計算に関する明細書により算出した控除額の合計額を入力します。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は、以下の順に入力します。画面の案内に沿って、質問への回答や金額等の入力を行います。

⚠ 以下の画面は例であり、実際の画面で表示される項目は、入力内容により異なります。

取得形態等の入力

パソコン

- 住宅の取得形態等の選択内容に応じ、居住を始めた年月日等の入力欄が表示されます。

住宅や土地についての質問

パソコン

必要書類と適用要件の確認

- 入力に必要な書類が画面に表示されますので確認し、準備します。
  - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
  - ・住宅の登記事項証明書など
  - ・住宅の売買契約書や工事請負契約書など
- 適用要件の確認に表示されている要件の全てに該当しているかを確認します。

金額や面積の入力

パソコン

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 › 事前準備確認 › 必要事項入力 › 計算結果確認

金額や面積の入力

住宅に関する事項の入力

住宅と土地の金額が分かれていない場合の入力方法はこちら

新築住宅の契約年月日を入力してください（売買契約書などに記載されています）。

令和 年 月 日

取得した住宅の契約について当てはまるものを選択してください。

○ 請負契約（住宅を新築した方）

○ 売買契約（新築住宅を購入した方）

取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。
消費税の記載がある場合、税込みの金額を入力してください。

円

取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税額の合計額の全額が、8%の税率により計算されたものですか？

はい いいえ

床面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

㎡

土地に関する事項の入力

取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。

円

面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

㎡

- 住宅の売買契約書や工事請負契約書、登記事項証明書などを基に、金額や面積等を入力します。

適用する控除の選択

パソコン

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 › 事前準備確認 › 必要事項入力 › 計算結果確認

適用する控除の選択

適用を受けることのできる控除の説明

以下のいずれかの控除が受けられます。
いずれかを選択して確定申告書を提出することとなります。その後の全ての年分において選択替えはできませんのでご注意ください。

控除の種類	住宅借入金等特別控除	**認定長期優良住宅**の場合 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	**認定低炭素住宅**の場合 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
控除期間	13年間	13年間	13年間
本年分の控除額	400,000円	500,000円	500,000円
適用を受けるための条件		この特例を適用するためには、以下の書類が必要です。 お持ちでない場合は、「住宅借入金等特別控除」が適用されます。 • 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し • 住宅用家屋証明書（写し可）又は認定長期優良住宅建築証明書	この特例を適用するためには、以下の書類が必要です。 お持ちでない場合は、「住宅借入金等特別控除」が適用されます。 • 低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し • 住宅用家屋証明書（写し可）又は認定低炭素住宅建築証明書 ＊ 低炭素建築物とみなされる特定建築物の場合、上記に代えて「特定建築物用の住宅用家屋証明書」が必要です。

適用を受ける控除の選択

○ 住宅借入金等特別控除
○ （認定長期優良住宅に該当）認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
○ （認定低炭素住宅に該当）認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

- 適用可能な控除の種類や条件を確認し、適用を受ける控除を選択します。

年末残高の入力

パソコン

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 › 事前準備確認 › 必要事項入力 › 計算結果確認

年末残高の入力

データで交付された年末残高等証明書の入力

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年

はい いいえ

書面で交付された年末残高等証明書の入力

書面で交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等

入力の内容の一覧

	住宅借入金等の内訳	年末残高	当初

年末残高証明書の入力

①住宅借入金等の内訳

○ 住宅のみ ○ 土地等のみ ○ 住宅及び土地等

②年末残高

円

③当初金額

円

④摘要欄に連帯債務者の記載がありますか？

はい いいえ

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

キャンセル　続けてもう１件入力　入力内容の確認

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を基に、金額等を入力します。

（参考）

金融機関等から交付された年末残高等証明書データを使用する場合

- 金融機関の顧客専用ページなどで取得した年末残高等証明書データがある場合には、データで交付された証明書の入力に関する質問で「はい」を選択し、ファイルを読み込みます。
- 繰上返済などで実際の年末残高と異なる場合には「訂正」をクリックして金額を訂正します。

データで交付された年末残高等証明書の入力

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）を取り込んで自動計算しますか。

はい いいえ

金融機関等から交付された年末残高等証明書データ読込

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書データを読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が［.xml］となっているものに限ります。
最大10ファイルまで読み込むことができます。

ファイルを選択

（参考）

マイナポータル連携により年末残高等証明書データを取得した場合

- マイナポータルを経由して取得した年末残高等証明書の内容が画面に表示されます。

マイナポータルから取得した情報

以下の証明書等のデータを使用して申告書等の作成を開始します。
マイナポータルから取得した証明書等のデータの確認や削除をする方は、「証明書等の詳細を確認する」ボタンをクリックしてください。
マイナポータルから取得した情報以外に別途入力する場合は、後ほど表示される各該当項目から入力してください。

項番	区分	証明書等の種類	備考
1	本人	令和○年分　住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 国税　太郎 住宅金融支援機構	・当初金額　30,000,000円 ・年末残高　25,000,000円
2	本人	令和○年分　年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書 国税　太郎	・住宅等の取得対価の額　20,000,000円 ・土地等の取得対価の額　10,000,000円

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成19年1月1日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『**住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）**』
『**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（住宅の増改築用）**』
『**東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ**』

政党等寄附金等特別控除

寄附金控除で入力した寄附金等のうち、政党等寄附金等特別控除の適用がある場合には、所得税等の額が小さくなるほうを自動判定し、適用します。

政党等寄附金等特別控除の概要

- **政党等寄附金特別控除**
  あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除
  HP参照：『**政党等寄附金特別控除を受けられる方へ**』

- **認定NPO法人等寄附金特別控除**
  あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除
  HP参照：『**認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ**』

- **公益社団法人等寄附金特別控除**
  あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合、また、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合で一定の要件を満たすときの控除
  HP参照：『**公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ**』

住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除

パソコン

適用を受ける控除の入力

住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除の入力

耐震改修工事、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等（同居改修工事）、耐久性向上改修工事等のいずれかをした方が該当します。

金融機関等からの借入金等がある方へ
借入金等を利用して増改築等をした場合は、この控除に代えて住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。
住宅耐震改修特別控除又は住宅特定改修特別税額控除を適用して確定申告書を提出した場合には、住宅借入金等特別控除との選択替えはできませんのでご注意ください。
住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、前の画面に戻って入力してください。
制度の違いはこちら

入力

認定住宅新築等特別税額控除の入力

認定住宅の新築又は購入をした方が該当します。
また、前年から繰り越された控除未済税額控除額がある方もこちらから入力してください。

金融機関等からの借入金等がある方へ
借入金等を利用して認定住宅の新築等をした場合は、この控除に代えて住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。
認定住宅新築等特別税額控除を適用して確定申告書を提出した場合には、翌年分以降もこの控除を適用することになり、住宅借入金等特別控除との選択替えはできませんのでご注意ください。
住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、前の画面に戻って入力してください。
制度の違いはこちら

入力

- 適用を受ける控除について、「入力」をクリックし、表示された入力画面で金額等を入力します。
- 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除の入力には、住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書が必要です。
- 認定住宅新築等特別税額控除の入力には、住宅の登記事項証明書など、住宅の売買契約書や工事請負契約書などが必要です。

住宅耐震改修特別控除等の概要

- **住宅耐震改修特別控除**
  家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『**住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ**』

● **住宅特定改修特別税額控除**
家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：**『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』**

● **認定住宅新築等特別税額控除**
認定住宅の新築や新築の認定住宅の購入をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：**『認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ』**

災害減免額

雑損控除で入力した損害の原因が災害で、所得金額などが要件に該当する場合には、所得税等の額が小さくなるほうを自動判定し、適用します。

災害減免の概要

所得金額の合計額（※）が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額（保険金、損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く。）が、住宅や家財の価額の２分の１以上であるときに受けられる税金の減免

※ 総所得金額等（➡64ページ）から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。

● 損害について雑損控除（➡25ページ）を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。
なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

軽減される額

所得金額の合計額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	2分の1の軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

復興特別所得税額

入力された内容に基づき、復興特別所得税額が自動計算されます。

復興特別所得税額の概要

基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額

※ 平成25年分から令和19年分まで、所得税と併せて申告・納付することとされています。

外国税額控除等

パソコン

外国税額控除の入力
外国税額控除の入力
○ 外国税額控除額の計算がお済みでない方
○ 外国税額控除額の計算がお済みの方（外国税額控除の明細書を別途作成される方）

外国税額控除の対象となる外国所得税に関する内容を入力します。また、「金融・証券税制」画面で分配時調整外国税相当額控除の対象となる配当等の入力をしている場合には、分配時調整外国税相当額控除の額が表示されます。

● 個別に入力すると、外国税額控除の明細書が作成されます。
● 外国税額控除の明細書を作成済みの場合は、明細書を基に外国税額控除の額などを入力します。

例　外国税額控除額の計算がお済みでない方の入力画面

外国税額控除等の概要

● **外国税額控除**
令和３年中に納付した外国所得税がある場合などの控除

HP参照：**『外国税額控除を受けられる方へ』**

● **分配時調整外国税相当額控除**
集団投資信託の収益の分配等の支払を受ける場合で一定の要件を満たす場合の控除

予定納税額（第１期分・第２期分）

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー　メニュー

❶→❷→❸控除等入力→❹→❺→❻

予定納税額の入力

実際に納付したかどうかにかかわらず、税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載の第1期分と第2期分の合計金額を入力してください。（予定納税額の合計額に入力する金額は、予定納税基準額ではありません。）

＞ 予定納税額の通知書についてはこちら

ただし、予定納税額の減額申請書を提出して承認を受けた方は、その減額後の予定納税額の合計金額を入力してください。

＞ 入力例はこちら

予定納税額の合計額（円）

※ 源泉徴収税額ではありません。

パソコン

予定納税額の入力

→入力例はこちら

実際に納付したかどうかにかかわらず、税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載の第1期分と第2期分の合計金額を入力してください。（予定納税額の合計額に入力する金額は、予定納税基準額ではありません。）
ただし、予定納税額の減額申請書を提出して承認を受けた方は、その減額後の予定納税額の合計金額を入力してください。
※ 源泉徴収税額ではありません。

［　　　　　］円

予定納税額の通知書などを参考に、予定納税額の第１期分と第２期分の合計額を入力します。

⚠ 実際に納付したかどうかにかかわらず、入力してください。

⚠ 予定納税額の減額申請書を提出し、減額の承認を受けた場合には、変更後の予定納税額の合計額を入力します。

例　登録情報の確認画面

申告書をe-Taxで提出し、利用者情報が登録されている場合には、予定納税額が自動反映されます。

⚠ 予定納税額の入力漏れにご注意ください!!

第１期分と第２期分の合計額（表示例の場合は101,200円）を入力します。
❌**「予定納税基準額」（表示例の場合は151,800円）ではありませんので、ご注意ください。**

＜予定納税通知書の表示例＞

令和３年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

について

令和３年分の予定納税基準額及び予定納税額
・第２期分）を右のとおり通知します。

とは、前年分の確定申告書に記載された申告
は下の⑰の金額）が15万円以上であった方
規定上、令和３年分の税額の一部をあらかじ
ければならないという制度です。予定納税額
確定申告の際に計算した税額から差し引くこ
算します。

予定納税額	第　１　期　分	50,600 円
	第　２　期　分	50,600

確定申告の際に、第１期分と第２期分の合計額を確定申告書（Ｂ用）の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	

予定納税基準額	151,800 円

※ 予定納税の減額承認申請をし、税務署から「更正決定等通知書」を受け取った方は、減額承認後の予定納税額を入力してください。

専従者給与（控除）額の合計額

パソコン

青色事業専従者給与額の入力画面

青色事業専従者給与額の合計額の入力

入力行が不足する場合は、一番下の欄に入力しきれなかった専従者給与額を合計して入力し、専従者の氏名は「○○ほか」のように入力してください。
事業専従者が３人以上いる場合の入力例

・配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人は、ここでいう専従者には該当しません。

氏名（全角12文字以内）	生年月日	続柄（全角5文字以内）	従事月数	専従者給与額
	年　月　日		月	円
	年　月　日		月	電卓を表示　円

事業専従者控除額の入力画面

事業専従者控除額の合計額の入力

入力行が不足する場合は、一番下の欄の氏名に「○○ほか」のように入力し、専従者控除額を入力してください。
事業専従者が３人以上いる場合の入力例

・配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人は、ここでいう専従者には該当しません。

専従者の人数　　人

氏名（全角12文字以内）	生年月日	続柄（全角5文字以内）	従事月数	程度・仕事の内容（全角7文字以内）	専従者控除額
	年　月　日		月		円
	年　月　日		月		円

申告の種類（青色・白色）に応じて画面が表示されます。青色申告決算書や収支内訳書を基に入力します。

ポイント　確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成し、その情報を所得税の申告書に引き継いだ場合には、専従者給与（控除）額の内容が自動反映されます。

例　青色申告決算書での専従者給与の入力画面

専従者給与の入力

事業専従者5名まで各人別に入力できます。5名を超える場合は、一番下の行の氏名欄で「別紙内訳のとおり」を選択し、支給額及び所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の各欄に、個別に入力できなかった事業専従者の合計金額を入力してください。
個別に入力できなかった事業専従者については、その内訳を適宜の用紙に記載して決算書に添付して提出してください。

氏名（全角12文字以内）	続柄（全角5文字以内）/生年月日	従事月数	給料	賞与	合計	※所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国税　花子	妻 / 昭和 57年 7月 7日	12月	960,000円	0円	960,000円	0円

所得税の申告書での専従者給与の入力画面

氏名（全角12文字以内）	生年月日	続柄（全角5文字以内）	従事月数	専従者給与額
国税　花子	昭和57年7月7日	妻	12月	960,000円
			月	円

（注）「決算書・収支内訳書作成コーナー」で入力していない事業専従者がいる場合は、「決算書・収支内訳書作成コーナー」で全ての事業専従者を入力する必要があります。このコーナーで入力することはできません。

青色申告特別控除額

パソコン

青色申告特別控除額の入力

不動産所得と事業所得がある方は、各所得に係る青色申告特別控除額の合計額を入力してください。
10万円を超える青色申告特別控除の適用を受ける方は、正規の簿記の原則に従い取引を帳簿書類に記録し、その帳簿書類に基づき作成した損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付し、法定申告期限内に提出する必要があります。
また、55万円を超える青色申告特別控除の適用を受ける方は、「事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳を電子帳簿保存する」か「確定申告書、損益計算書及び貸借対照表を法定申告期限までにe-Taxにより提出する」必要があります。
※　青色申告特別控除の適用要件等については、こちらをご確認ください。

円

電子帳簿保存の承認申請書を提出し、電磁的に帳簿等の記録や保存等をしていますか。
電子帳簿保存とは
○ はい
○ いいえ

（注）電子帳簿保存の承認を受けていない場合で、55万円を超える青色申告特別控除の適用を受けるときは、青色申告決算書を確定申告書と併せてe-Taxで送信することが必須となります。
なお、青色申告決算書を書面により提出した場合は、55万円超の青色申告特別控除は適用できませんのでご注意ください。

青色申告の方は、青色申告特別控除額を入力します。

⚠65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、55万円の青色申告特別控除の要件である⑴正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）、⑵貸借対照表と損益計算書を添付、⑶期限内申告に加え、e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出するか、電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出していることが必要です。

ポイント　確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成し、その情報を所得税の申告書に引き継いだ場合には、青色申告特別控除額が自動反映されます。

平均課税対象金額／変動・臨時所得金額

パソコン

平均課税対象金額、変動・臨時所得の金額の入力

各表の入力欄が不足する場合は、それぞれの表の一番下の欄に入力しきれなかった収入金額等を合計して入力し、種目の欄は「○○ほか」のように入力してください。

1　変動所得・臨時所得の金額

(1)　変動所得の金額

→具体的な入力方法はこちら

（注）本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下の場合、「(1)　変動所得の金額」の入力は不要です。

種目（※）（全角5文字以内）	収入金額 (a)	必要経費 (b)	専従者控除額 (c)	所得金額 (a)−(b)−(c)
	円	円	円	円
	電卓を表示	電卓を表示	電卓を表示	
変動所得の合計額				
変動所得の合計額のうち雑所得に係る金額				

※　種目には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと入力します。

(2)　臨時所得の金額

種目（※）（全角5文字以内）	収入金額 (a)	必要経費 (b)	専従者控除額 (c)	所得金額 (a)−(b)−(c)
	円	円	円	円
	電卓を表示	電卓を表示	電卓を表示	
臨時所得の合計額				
臨時所得の合計額のうち雑所得に係る金額				

※　種目には、権利金、補償金、契約金のいずれかを入力します。

2　前々年又は前年の変動所得の金額

→詳しくはこちら

（注）この欄に臨時所得の金額は入力しません。

（注）本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下の場合、この欄の入力は不要です。

前々年分の変動所得の金額　　円

前年分の変動所得の金額　　円

●変動所得や臨時所得に該当する収入等を入力し、平均課税の適用判定を行います。

●前々年又は前年に変動所得がある場合には、各年の変動所得の金額を入力します。なお、本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下の場合、前々年又は前年の変動所得の入力は不要です。

⚠ 前々年又は前年の臨時所得は入力する必要はありません。

本年分で差し引く繰越損失額

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー　メニュー

①→②→③控除等入力→④→⑤→⑥

本年分で差し引く繰越損失額の入力

令和2年分に生じた居住用財産に係る通算後譲渡損失のみを本年分に繰り越す申告をされる方は、「申告書（損失申告用）第四表」を選択してください。

※ 前年から繰り越された上場株式等の譲渡損失については、この画面ではなく「収入・所得金額の入力」画面の「上場株式等の譲渡所得」から入力してください。

◉ 申告書（損失申告用）第四表

○ 申告書（損失申告用）第四表及び第四表付表

前年分から繰り越された損失額

前年の申告書（損失申告用）第四表を基に入力してください。

> 入力例はこちら

☐ 平成30年分（3年前）を入力

☐ 令和元年分（2年前）を入力

☑ 令和2年分（1年前）を入力

青色申告者の損失（円）
※ 第四表（二）の（79）の金額

居住用財産に係る通算後譲渡損失（円） ?
※ 第四表（二）の（80）の金額

被災事業用資産の損失（山林以外）（円）
※ 第四表（二）の（86）の金額

雑損失（円）
※ 第四表（二）の（91）の金額

パソコン

本年分で差し引く繰越損失額の入力

前年分までの所得から差し引くことのできなかった損失、居住用財産に係る通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入力してください。
※ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、この画面ではなく、株式等の譲渡所得等の画面から入力を行ってください。

提出（送信）した申告書等様式の選択

前年分に提出（送信）した損失申告用の申告書等様式を以下から選択してください。

◉ 申告書（損失申告用）第四表

○ 申告書（損失申告用）第四表及び第四表付表

※ 令和２年分に生じた居住用財産に係る通算後譲渡損失のみを本年分に繰り越す申告をされる方は、「申告書（損失申告用）第四表」を選択してください。

前年分から繰り越された損失額

前年の申告書（損失申告用）第四表を基に入力してください。

→入力例はこちら

平成30年分（3年前）	純損失	山林以外の所得の損失（平成30年が青色の場合）	円
		被災事業用資産の損失(山林以外)（平成30年が白色の場合）	円
		居住用財産に係る通算後譲渡損失	円
	雑損失		円

- 前年分までの所得から差し引くことのできなかった損失、居住用財産に係る通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入力します。
- 前年分までの申告書等を基に入力します。
- 前年分までの繰越損失額について、本年分で差し引いてもなお翌年分以降に繰り越す損失額がある場合には、申告書（損失申告用）第四表が作成されます。

⚠ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、この画面ではなく、株式等の譲渡所得等の画面から入力を行ってください。

計算結果確認

収入金額等、所得金額等、所得から差し引かれる金額（所得控除）、税額控除等の入力した内容に基づき、第３期分の税額が自動計算されます。

パソコン

計算結果確認

納付する金額は、 27,700 円 です。

※ 延納の届出をされる方は「延納届出額」欄の「延納額の入力」ボタンから入力を行ってください。
※ 個人住民税につきましては、確定申告等に基づき市区町村で別途計算されます。

・これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。ご確認ください。
・退職所得のある方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力する必要があります。未入力の場合は、「収入金額・所得金額を修正する」ボタンをクリックして入力してください。
・次に進むには、画面下の「次へ>」ボタンをクリックしてください。

収入金額等

項目		区分	番号	金額
事業	営業等	区分 2	(ア)	40,572,600
	農業	区分	(イ)	
不動産		区分1 / 区分2 2	(ウ)	1,920,500
利子			(エ)	
配当			(オ)	80,000
給与		区分	(カ)	1,920,500
雑	公的年金等		(キ)	
	業務	区分	(ク)	150,000
	その他	区分	(ケ)	
総合譲渡	短期		(コ)	
	長期		(サ)	
一時			(シ)	100,000

所得金額等

項目		区分	番号	金額
事業	営業等		(1)	5,367,200
	農業		(2)	
不動産			(3)	1,279,200
利子			(4)	
配当			(5)	80,000
給与		区分	(6)	1,264,000
雑	公的年金等		(7)	
	業務		(8)	130,000
	その他		(9)	
	(7)から(9)までの計		(10)	130,000
総合譲渡・一時 (コ)+{((サ)+(シ))×1/2}			(11)	50,000
合計			(12)	8,170,400

収入金額・所得金額を修正する

所得から差し引かれる金額（所得控除）

項目	区分	番号	金額
社会保険料控除		(13)	1,380,912
小規模企業共済等掛金控除		(14)	180,000
生命保険料控除		(15)	40,000
地震保険料控除		(16)	25,000
寡婦、ひとり親控除	区分	(17)~(18)	
勤労学生、障害者控除		(19)~(20)	750,000
配偶者（特別）控除	区分1 / 区分2	(21)~(22)	380,000
扶養控除	区分	(23)	1,210,000
基礎控除		(24)	480,000
(13)から(24)までの計		(25)	4,445,912
雑損控除		(26)	230,000
医療費控除	区分	(27)	111,400
寄附金控除		(28)	263,000
合計		(29)	5,050,312

所得控除を修正する

税金の計算（税額控除等）

項目		区分	番号	金額
課税される所得金額 ((12)-(29)) 又は第三表			(30)	3,120,000
上の(30)に対する税額 又は第三表(91)			(31)	214,500
配当控除			(32)	8,000
投資税額等控除		区分	(33)	
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除		区分1 / 区分2	(34)	
政党等寄附金等特別控除			(35)~(37)	14,000
住宅耐震改修特別控除等		区分	(38)~(40)	
差引所得税額 ((31)-(32)-(33)-(34)-(35)-(36)-(37)-(38)-(39)-(40))			(41)	192,500
災害減免額			(42)	0
再差引所得税額（基準所得税額） ((41)-(42))			(43)	192,500
復興特別所得税額 ((43)×2.1%)			(44)	4,042
所得税及び復興特別所得税の額 ((43)+(44))			(45)	196,542
外国税額控除等		区分	(46)~(47)	
源泉徴収税額			(48)	67,567
申告納税額 ((45)-(46)-(47)-(48))			(49)	128,900
予定納税額（第1期分・第2期分）			(50)	101,200
第3期分の税額 ((49)-(50))	納める税金		(51)	27,700
	還付される税金		(52)	

その他

項目	区分	番号	金額
公的年金等以外の合計所得金額		(53)	8,170,400
配偶者の合計所得金額		(54)	
専従者控除額の合計額		(55)	500,000
青色申告特別控除額		(56)	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		(57)	15,315
未納付の源泉徴収税額		(58)	
本年分で差し引く繰越損失額		(59)	
平均課税対象金額		(60)	
変動・臨時所得金額	区分	(61)	

税額控除・その他の項目を修正する

延納の届出

項目	番号	金額
申告期限までに納付する金額	(62)	
延納届出額 延納額の入力	(63)	

延納の届出

スマートフォン

国税庁 確定申告書等作成コーナー　メニュー

❶→❷→❸→❹その他入力→❺→❻

計算結果の確認

納付 する金額

164,000円

税金の延納を届け出ますか？

※ 延納期間中は利子税がかかります。

はい　いいえ

延納届出額（円）

※ 82,000円が上限です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日が延納期限と同一となるため、延納届出額を入力した場合でも、令和4年4月22日（金）に確定申告に基づく納付税額の全額が一括して引き落とされますので、ご注意ください。

納付方法を選択してください。

※ 具体的な納付手続は、申告書等を送信後の画面をご確認ください。

選択してください

パソコン

延納届出額の入力

→税金の延納についてはこちら

円

※ 7,000円が上限です。

- 「計算結果の確認」画面で納付する金額が生じた場合には、延納の届出を行うことができます。
- 確定申告により納付する税金の２分の１以上の金額を令和４年３月15日（火）までに納付（振替納税利用の場合は、振替日に振替納税）する必要があります。
- 画面上に延納の届出が可能な金額の上限額が表示されますので、その範囲内の金額を入力します。

⚠ 延納期間中は、年「7.3%」と「利子税特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

延納概要

確定申告により納付する税金（申告書第一表㊿欄）の2分の１以上の金額を令和4年3月15日（火）までに納付すれば（振替納税利用の場合は、振替日に振替納税することで）、残りの額を同年５月31日（火）まで延納することができます。延納期間中は、年「7.3%」と「利子税特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

住民税、事業税に関する事項

スマートフォン

例 16歳未満の扶養親族の入力画面

国税庁 確定申告書等作成コーナー
メニュー

❶→❷→❸→❹その他入力→❺→❻

16歳未満の扶養親族の入力

最大入力数：6件

1人目

扶養親族の氏名
※ 10文字以内

国税一郎

続柄

子

生年月日

平成 20 5 5

国外居住親族

扶養親族の方が非居住者である。

別居の該当

扶養親族の方と別居している。

パソコン

住民税・事業税に関する事項の入力

1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目

・給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

○ 特別徴収

○ 自分で納付

2 同一生計配偶者がいる方の入力項目

氏名（全角１０文字以内）	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の該当
	年 月 日			

※ 同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、配偶者（特別）控除画面に戻って入力を行ってください。

3 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目

扶養親族の氏名（全角１０文字以内）	続柄（全角５文字以内）	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の該当
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

※ 16歳未満の扶養親族が障害者に該当する場合には、扶養控除画面に戻って入力を行ってください。

4 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目

・別居の配偶者・親族（16歳未満、申告される方以外の扶養親族も含む。）・事業専従者の氏名・住所

［各全角15文字以内］※印刷する場合は各全角９文字以内

姓：

名：

［各全角28文字以内］※印刷する場合は各全角16文字以内

住所：

※ ２名以上いる場合は、「名」又は「住所」欄に「他○名」と入力してください。

5 配当所得等がある方の入力項目

・非上場株式の少額配当等の金額がありますか？

はい いいえ

・配当割額控除額 4,000円

6 株式等譲渡所得割額控除額がある方の入力項目

・株式等譲渡所得割額控除額 円

特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税で申告不要としますか？ 詳しくは、こちらをご確認ください。

はい いいえ

7 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

・所得税で控除対象配偶者などとした事従者

［各全角11文字以内］※印刷する場合は各全角９文字以内

姓：

名：

給与： 円

・非課税所得など

［半角数字２桁］

番号： 番

［半角数字９桁］

所得金額： 円

・損益通算の特例適用前の不動産所得

［半角数字９桁］

円

・不動産所得から差し引いた青色申告特別控除

［半角数字９桁］

円

・事業用資産の譲渡損失など

［半角数字９桁］

円

・前年中の開（廃）業

選択してください。 令和３年 月 日

・□ 他都道府県の事務所等

●次の内容について、該当するものを選択、入力します。

1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目
2 同一生計配偶者がいる方の入力項目（※申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合）
3 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
4 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目
5 配当所得等がある方の入力項目
6 株式等譲渡所得割額控除額がある方の入力項目
7 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

●スマートフォンの画面で申告書を作成している場合には、住民税に関する事項について質問が表示されます。「はい」と回答した項目について画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力します。

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
住民税や事業税の税額は、所得税等の確定申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。
なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。
詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

▶ 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法

給与・公的年金等に係る所得以外（令和４年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。

※ 給与所得及び令和４年４月１日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金から差し引かれます。

▶ 同一生計配偶者

配偶者（特別）控除の画面で入力した内容が、自動反映されます。

▶ 16歳未満の扶養親族

扶養控除の画面で入力した内容が、自動反映されます。

▶ 別居の配偶者・親族・事業専従者の氏名・住所

配偶者・親族・事業専従者のうち、別居している方の氏名と住所を入力します。
なお、控除対象配偶者や扶養親族については、配偶者（特別）控除、扶養控除の各画面でも「別居」を選択する必要があります。

▶ 非上場株式の少額配当等

住民税は、所得税等において確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。

▶ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等の譲渡所得の各画面で入力された内容が、自動反映されます。

2.「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力

	源泉徴収税額（所得税）	76,575円	株式等譲渡所得割額（住民税）	25,000円

譲渡区分	① 譲渡の対価の額（収入金額）	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額）（①－②）
上場分	1,000,000円	500,000円	500,000円
特定信用分	円	円	円
合計	1,000,000円	500,000円	500,000円

令和３年中に道府県民税配当割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲渡所得割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税等の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税等の確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。
なお、特定配当等に係る所得及び特定株式等の譲渡所得金額に係る所得について、住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合は、お住まいの市区町村から住民税の納税通知書が送達される前に住民税の申告書の提出が必要です。
ただし、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額の全てを住民税において特別徴収で済ませること（申告不要）としようとする場合は、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税で申告不要とすることで住民税の申告書の提出が不要となります。

※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額は含めません。
※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

●令和３年中の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額のみであり、その全てを住民税において特別徴収で済ませること（申告不要）としようとする場合（所得税においてもその全てを申告不要とする場合を除きます。）には、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、申告不要とすることができます。この場合、原則として、お住まいの市区町村に対する住民税の申告書の提出は不要となりますが、以下の点にご留意ください。

※ 住民税において、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合には、申告不要を選択することはできません。

※ 上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるもの、非上場株式の配当等（所得税において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含みます。）、上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収口座以外のもの）又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、住民税において申告不要とすることができません。

※ 住民税において、所得税と異なる控除の適用を受けようとする場合には、別途、住民税の申告書の提出が必要となることがありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※ 申告不要を選択し、住民税の申告書を提出しない場合には、住民税において上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用ができませんのでご注意ください。

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で一定の理由に基づき専従者給与届出書を提出しないで配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます（青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様）。

これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を入力します。

非課税所得など

事業税の税率が異なる事業や非課税の事業に該当するかを確認し、該当する番号とその所得金額を入力します。

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。

①複数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業から生ずる所得（農業に付随して行うものを除く。）
2. 水産業から生ずる所得（小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。）
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得
ただし、両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人が行う場合は事業税が課されませんので「10」を入力してください。
5. 装蹄師業から生ずる所得

②次に示す非課税所得がある場合

6. 林業から生ずる所得
7. 鉱物掘採（事）業から生ずる所得
8. 社会保険診療報酬等に係る所得
9. 外国での事業に係る所得（外国に有する事務所等で生じた所得）
10. 地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから生ずる所得

◆ 地方税法第72条の2に定められている事業

・物品販売業
・保険業
・金銭貸付業
・物品貸付業
・不動産貸付業
・製造業
・電気供給業
・土石採取業
・電気通信事業
・運送業
・運送取扱業
・船舶定係場業
・倉庫業
・駐車場業
・請負業
・印刷業
・出版業
・写真業
・席貸業
・旅館業
・料理店業
・飲食店業
・周旋業
・代理業
・仲立業
・問屋業
・両替業
・公衆浴場業
・演劇興行業
・遊技場業
・遊覧所業
・商品取引業
・不動産売買業
・広告業
・興信所業
・案内業
・冠婚葬祭業
・畜産業
・水産業
・薪炭製造業
・医業
・歯科医業
・薬剤師業
・あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業
・獣医業
・装蹄師業
・弁護士業
・司法書士業
・行政書士業
・公証人業
・弁理士業
・税理士業
・公認会計士業
・計理士業
・社会保険労務士業
・コンサルタント業
・設計監督者業
・不動産鑑定業
・デザイン業
・諸芸師匠業
・理容業
・美容業
・クリーニング業
・歯科衛生士業
・歯科技工士業
・測量士業
・土地家屋調査士業
・海事代理士業
・印刷製版業

損益通算の特例適用前の不動産所得

土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額（所得税における損益通算の特例適用前の不動産所得の金額）を入力します。

⚠ 不動産所得や決算書・収支内訳書作成コーナーで入力した内容は反映されませんのでご注意ください。

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を入力します。

⚠ 決算書・収支内訳書作成コーナーで入力した内容は反映されませんのでご注意ください。

事業用資産の譲渡損失など

該当する金額を入力します。

次の①又は②に該当する損失の金額を入力します。

① 事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産（土地、構築物、建物、無形固定資産を除く。）を、その事業に使わなくなってから１年以内に譲渡した場合の譲渡損失

② 事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失

※ 事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年（①については損失が生じた年において青色申告書を提出することが認められている場合に限る。）以後連続して申告をする場合に限り、その損失等の金額を翌年以後３年間に繰り越して控除できます。

前年中の開（廃）業

令和３年の中途で開業又は廃業した場合は、プルダウンから「開業」又は「廃業」を選択し、その月日を入力します。

他都道府県の事務所等

他の都道府県に事務所等がある場合は、「□他都道府県の事務所等」欄 の□をチェックします。

事業税は事務所又は事業所が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、所得金額をその事務所又は事業所の従業者数に応じて、分けて課税されます。

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等にお尋ねください。
なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項（複数の都道府県の事務所又は事業所がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など）をお尋ねすることもあります。

住所、氏名等の入力

住所、氏名等の入力画面は申告内容を入力した後、表示されます。

▶ 還付について（還付金額がある場合）

●還付金の受取口座等を入力します。56ページを参照してください。

> ⚠ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合や名義が旧姓のままであるなどの場合は、振込みできないことがあります。

ポイント 自宅等からe-Taxで提出された還付申告は３週間程度で処理しています（e-Taxで１月・２月に申告した場合は、２～３週間程度で処理しています。）。

▶ 納付について（納税額がある場合）

●納付方法が画面上に表示されます。

●新たに振替納税の手続をするための振替依頼書や納付額が30万円以下の場合にコンビニエンスストアで納付できるQRコードを作成することができます。

▶ 住所、氏名等の入力

●入力した郵便番号から住所を表示することができます。また、申告書を提出する税務署も表示されます（郵便番号で税務署を特定できない場合は、提出先税務署を選択します。）。

> 住所地以外の事業所や事務所、居所などの所在地を管轄する税務署に申告をする方は、納税地の「事業所等」ボタンをクリックして、事業所等の所在地を入力します。
> なお、住所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合には、納税地の変更に関する届出が必要です。

●建物名などを入力すると文字数制限を超えるときは、入力を省略してください（例：マンション名を省略して入力）。

●申告する方が世帯主である場合、世帯主の氏名欄の「ご自身が世帯主」をクリックすることで氏名（漢字）が表示されます。

> 個人事業者の方は、事業の内容を具体的に入力します（青果小売業、自動車板金塗装業など）。複数の事業を兼業している方は、全ての事業について入力します。

●収入が給与や公的年金等のみの方は、屋号・雅号欄の入力は不要です。なお、屋号や雅号が文字数制限を超えるときは、以下のとおり入力をしてください。

・申告書をe-Taxで提出する場合
　送信準備画面の特記事項欄に入力します。

・申告書を印刷して提出する場合
　印刷した申告書に手書きします。

還付される税金の受取場所

スマートフォン

パソコン

計算の結果、還付金が生じた場合には、受取方法を選択し、受取口座等を入力します。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。
- 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
- 名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。
※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

マイナンバーの入力

住所、氏名等の入力後、マイナンバーの入力画面が表示されます。

- 申告する方や扶養親族等でマイナンバーの入力が必要な方の入力欄が表示されます。
- 「入力値を表示する」にチェックをつけると、入力しているマイナンバーを確認することができます。

パソコン

スマートフォン

手順５ ▶ 確定申告書の送信・データ保存

スマートフォンを使って申告書を送信･データ保存する場合

スマートフォンの画面の案内に沿って該当するボタンをタップします。
パソコンを使って申告書を送信・データ保存する場合は、60ページから63ページまでを参照してください。

スマートフォン①

●申告書の送信前に、申告書の内容に誤りがないか、帳票を表示して確認します。「帳票表示・印刷」ボタンをタップすると、送信前の帳票をPDF形式で確認できます。

スマートフォン②

●該当する場合は、特記事項や税理士等に関する事項を入力します。

スマートフォン③

●１回目は、署名用電子証明書のパスワード（英数字６文字以上16文字以内）を入力し、マイナンバーカードを読み取ります。

スマートフォン④

●２回目は、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）を入力し、マイナンバーカードを読み取ります。

スマートフォン⑤

●「送信する」ボタンをタップして、確定申告書データを送信します。

スマートフォン⑥

●確定申告書の送信が正常に完了したことが確認できます。

スマートフォン⑦

●確定申告書の送信結果が画面に表示されます。

スマートフォン⑧

国税庁 確定申告書等作成コーナー メニュー

❶→❷→❸→❹→❺→❻データ保存等

送信票兼送付書等印刷

申告書等の送信作業は終了しました。
申告書等の控えを印刷・保存して次の画面に進んでください。

印刷手順

> 印刷・保存方法はこちら

> プリンタをお持ちでない方はこちら

1. 「帳票表示・印刷」ボタンをタップしてください。
2. 表示されたPDFファイルで、「共有」ボタンから「"ファイル"に保存」をタップし、「iCloud Drive」などの保存先を指定して保存してください。
3. 保存先から保存したPDFファイルを表示して印刷方法を選択の上、印刷してください。
4. 次の画面で送信・印刷後の確認を行ってください。

帳票表示・印刷

※ PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンをタップして、別の画面に表示されていないかご確認ください。

次へ

戻る

●「帳票表示・印刷」ボタンをタップすると、送信後の帳票をPDF形式で確認できます。

スマートフォン⑨

国税庁 確定申告書等作成コーナー メニュー

❶→❷→❸→❹→❺→❻データ保存等

申告書を送信した後の作業について

マイナンバーカードの有効期限について

お知らせ

> 「振り込め詐欺」にご注意ください

> にせ税務職員などにご注意ください

入力データの保存

入力データを保存しておくと、来年の申告書等の作成に利用することができます。

入力データの保存

添付書類の提出準備

添付する書類はありません。

書類の提出

注意事項

- 申告書等送信票（兼送付書）の提出省略欄の○印のある書類については、税務署への提出又は提示を省略することができます。なお、入力内容を確認するため必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の提出又は提示を求められることがあります。この求めに応じなかった場合は、これらの書類については、確定申告書に添付又は提示がなかったものとして取り扱われます。

アンケートのお願い

このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。アンケートの回答は任意です。

アンケートに回答

終了

戻る

●「入力データの保存」ボタンをタップすると、作成した確定申告書のデータを保存することができます。
入力データを保存しておくと、来年の確定申告書を確定申告書等作成コーナーを使用して作成する際に利用することができます。

※ 申告書等送信票（兼送付書）の「別途提出」欄に○印がある書類は、印刷した送信票（兼送付書）と一緒に提出先の税務署へ提出してください。

●「アンケートに回答」ボタンをタップすると、確定申告書等作成コーナーに関するアンケートに回答することができます。
ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。

パソコンを使って申告書を送信・データ保存する場合

パソコン

●申告書の送信前に、申告書の内容に誤りがないか、帳票を表示して確認します。「帳票表示・印刷」ボタンをクリックすると、送信前の帳票をPDF形式で確認できます。

パソコン

●決算書等の提出方法を選択します。マイナンバーカード認証方法を確認し、変更する場合は変更後の方法を選択します。

パソコン

2次元バーコードの読み取り（1回目）

トップ画面 › 事前準備 › 申告書等の作成 › **申告書等の送信・印刷** › 終了

マイナンバーカードを利用してe-Tax送信します

次の①から④の順番に操作してください。

（参考）
①・②は、「本人が作成・送信したことの証明」、「データの改ざん防止」のため、作成・送信するデータにマイナンバーカードを利用して電子署名します。
③・④は、e-Taxにデータを送信するため、マイナンバーカードを利用してe-Taxにログインします。

※ パスワードは5回連続で間違えるとロックされます。この場合、市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

マイナポータルアプリのインストールはこちら

①スマートフォンでマイナポータルアプリ（2次元バーコード読取）の起動

②2次元バーコードの読み取り（1回目）

下の2次元バーコードをマイナポータルアプリの「2次元バーコード読取」をタップして読み取ってください。

※ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要です。
※「本人が作成・送信したことの証明」、「データの改ざん防止」のために必要です。

③スマートフォンでマイナポータルアプリ（2次元バーコード読取）の起動

④2次元バーコードの読み取り（2回目）

手順②が完了した後に2次元バーコードの読み取り（2回目）を行うための2次元バーコードが表示されます。

※ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）が必要です。
※ e-Taxにログインしてデータを送信するために必要です。

●「マイナポータルアプリ」を使用して２次元バーコードを２回読み取ります。
詳しくは、13ページの「マイナポータルアプリでの読み取り方」を参照してください。

※ 署名用電子証明書のパスワード（英数字６～16文字）が必要です。
※「本人が作成・送信したことの証明」、「データの改ざん防止」のために必要です。

パソコン

2次元バーコードの読み取り（2回目）

トップ画面 › 事前準備 › 申告書等の作成 › **申告書等の送信・印刷** › 終了

マイナンバーカードを利用してe-Tax送信します

次の①から④の順番に操作してください。

（参考）
①・②は、「本人が作成・送信したことの証明」、「データの改ざん防止」のため、作成・送信するデータにマイナンバーカードを利用して電子署名します。
③・④は、e-Taxにデータを送信するため、マイナンバーカードを利用してe-Taxにログインします。

※ パスワードは3回連続で間違えるとロックされます。この場合、市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

マイナポータルアプリのインストールはこちら

完了しました。

①スマートフォンでマイナポータルアプリ（2次元バーコード読取）の起動

②2次元バーコードの読み取り（1回目）

2次元バーコードの読み取り（1回目）は完了しています。

※ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要です。
※「本人が作成・送信したことの証明」、「データの改ざん防止」のために必要です。

③スマートフォンでマイナポータルアプリ（2次元バーコード読取）の起動

④2次元バーコードの読み取り（2回目）

下の2次元バーコードをマイナポータルアプリの「2次元バーコード読取」をタップして読み取ってください。

※ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）が必要です。
※ e-Taxにログインしてデータを送信するために必要です。

※ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）が必要です。
※ e-Taxにログインしてデータを送信するために必要です。

パソコン

確定申告書データの送信

トップ画面 › 事前準備 › 申告書等の作成 › **申告書等の送信・印刷** › 終了

マイナンバーカードの読み取りが完了しました。
「送信する」ボタンをクリックすると、確定申告書データが送信されます。

※ クリックした後は、操作せずにお待ちください。

送信準備へ戻る　送信する

●「送信する」ボタンをクリックして、確定申告書データを送信します。

パソコン

送信結果の確認

トップ画面 › 事前準備 › 申告書等の作成 › **申告書等の送信・印刷** › 終了

送信結果の内容

正常に送信が完了しました。

送信結果	以下の内容で令和3年分の確定申告書データが正常に送信されました。 なお、以下の情報は次の画面以降で印刷する帳票でも確認できます。
提出先	麹町税務署
利用者識別番号	
氏名又は名称	国税　太郎
受付番号	
受付日時	
年分	令和03年分

●送信結果が表示されます。
確定申告書が正常に送信された場合は、「正常に送信が完了しました。」と表示されます。

パソコン

送信票兼送付書等印刷

トップ画面 › 事前準備 › 申告書等の作成 › **申告書等の送信・印刷** › 終了

印刷に当たっての留意事項

- 送信票兼送付書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「推奨環境」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。

  ダウンロードはこちら

- 送信票兼送付書等は、A4サイズの「普通紙」を使用して、白黒又はカラーで片面印刷してください。
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して送信票兼送付書等の印刷をすることができます。

  プリントサービスの詳細はこちら

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
☑	申告書等送信票(兼送付書)
☑	申告書Ｂ第一表【 申告内容確認票 】
☑	申告書Ｂ第二表【 申告内容確認票 】

帳票表示・印刷

手順1　下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。

手順2　保存したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、印刷してください。

帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら

帳票表示・印刷

●「帳票表示・印刷」ボタンをクリックすると、送信後の帳票をPDF形式で確認できます。

パソコン

受付日時
受付番号

令和03年分の申告書等送信票（兼送付書）

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要ですので、送信書類の確認用としてご利用ください。

受付印

住所	（〒100－8978）東京都千代田区霞が関３－１－１		
氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎		
整理番号		利用者識別番号	
受付日時		受付番号	
税理士等氏名・名称		税理士等電話番号	（ ）
特記事項			

「別途提出」欄に○印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子送信	提出省略	別途提出	送信（送付）書類名
○			申告書Ｂ第一表
○			申告書Ｂ第二表
		○	収支内訳書（一般用）
		○	収支内訳書（不動産所得用）

添付書類の提出		
	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に○印のある書類
	提出先	住所地の所轄の税務署（右下に表示されている税務署）
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

●左の申告書等送信票（兼送付書）の「別途提出」欄に○印がある書類は、印刷した送信票（兼送付書）と一緒に提出先の税務署へ提出してください。

パソコン

●確定申告書を送信した後は、入力データの保存、アンケートへの回答や他の申告書等の作成をすることができます。

●「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、作成した確定申告書のデータを保存することができます。入力データを保存しておくと、来年の確定申告書を確定申告書等作成コーナーを使用して作成する際に利用することができます。

●「アンケートに回答する」ボタンをクリックすると、確定申告書等作成コーナーに関するアンケートに回答することができます。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。

3. 用語の解説・お知らせ

この手引きにおいて使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等
次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(➡23ページ)後の金額)
② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額
ただし、次の 繰越控除 を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。
- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 合計所得金額
次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(➡23ページ)後の金額)
② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額
ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた 繰越控除 を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

◆ 生計を一にする
日常の生活の資を共にすることをいいます。
会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆ 障害者
令和3年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方
- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方　など

◆ 特別障害者
障害者のうち、次の特に重度の障害のある方
- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方　など

国税庁ホームページのタックスアンサーでは、このほかの用語についてもキーワードで検索できます。

◆ 同居特別障害者
特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方
※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

◆ 同一生計配偶者
あなたの配偶者で、次のいずれにも該当する方
- 令和3年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

※ 配偶者の収入がパート収入(給与所得)のみの場合における所得金額の計算
※ 配偶者の収入が公的年金(雑所得)のみの場合における所得金額の計算

◆ 控除対象配偶者
同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

◆ 国外居住親族
非居住者(国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人)である親族をいいます。確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者(特別)控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る『親族関係書類』及び『送金関係書類』の添付等が必要です。

◆ 老人控除対象配偶者
控除対象配偶者のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

◆ 扶養親族
令和3年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方
- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は市町村長から養護を委託された老人である。
- あなたと生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象扶養親族
扶養親族のうち、平成18年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)

◆ 特定扶養親族
控除対象扶養親族のうち、平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)

◆ 老人扶養親族
控除対象扶養親族のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

◆ 同居老親等
老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、あなたや配偶者との同居を常としている方
※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

◆ 特定取得
住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%又は8%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。

◆ 特別特定取得
住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%の税率により課されるべきものである場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除きます。）の住宅の取得等をいいます。

◆ 特例取得
特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ以下の日までに締結されているものをいいます。
- 居住用家屋の新築又は認定住宅の新築…令和2年9月30日までの期間
- 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得、居住の用に供する家屋の増改築等又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得…令和2年11月30日までの期間

◆ 特別特例取得
特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます。
- 居住用家屋の新築又は認定住宅の新築…令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
- 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得、居住の用に供する家屋の増改築等又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得…令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

◆ 例特別特例取得
特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。

～お知らせ～

○ 申告書等の添付書類について
確定申告書及び修正申告書（以下「申告書等」といいます。）については、源泉徴収票等の以下の書類の添付又は提示は不要です。
ただし、税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等を忘れずにお持ちください。
（添付が不要となる書類）
- 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書
- 未成年者口座年間取引報告書
- 特定割引債の償還金の支払通知書
- 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

～市区町村からのお知らせ～詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について
年金所得者に係る確定申告不要制度（➡5ページ）により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要です。
①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収（引き落とし）について
令和3年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、令和3年4月3日から令和4年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和4年度より新たに特別徴収の対象者となります。

○ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について
上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。
上場株式等に係る譲渡所得等についても、個人住民税において申告分離課税を選択する場合には、上記と同様、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、個人住民税においてその適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。
なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択することが可能です。その場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出する必要があります（詳細は53ページを参照してください。）。

○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について
所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除（➡41ページ）額がある場合、翌年度分（令和4年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。
この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

確定申告 × マイナポータル

自動入力対象が拡大（注1、2、3）

令和３年分確定申告から
さらに広がる**自動入力**！

- ふるさと納税
- 株式の特定口座
- 住宅ローン控除関係
- 生命保険
- 地震保険
- 医療費（注4）

注１ 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注２　自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携特設ページはこちら

注３　令和３年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注４　医療費について、令和３年分の確定申告では、令和３年９月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和４年２月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和４年分以降は１年間を通した医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。

今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードの取得申請はこちら

メリットいっぱい！マイナンバーカード

- コンビニで各種証明書が取得できる
- 本人確認書類になる！
- 健康保険証と一体化予定【令和３年10月～本格運用】
- 運転免許証と一体化予定【令和６年度末】

STEP 2 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの開設はこちら

STEP 3 マイナポータルの「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax（※１）及び
民間送達サービス(※２)をつなぎます。

マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面

STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）がマイナポータル連携に対応していることと、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。

② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な証明書等発行元一覧はこちら

STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告

確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面

Q 提出方法を選択してください。
※マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。
詳細は以下のリンクからご確認ください。
> マイナポータルの利用について
e-Tax（マイナンバーカード方式）
e-Tax（ID・パスワード方式）
書面

パソコン画面

・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。
・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

国税庁　法人番号7000012050002　R3.9